

シェアリング

—「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています—

< 編集発行 >

シェア税理士法人・林光行事務所
〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
1-13 サンセットヒル
TEL 06(6772)7770
FAX 06(6772)7740
http://www.share.gr.jp/

第65号

2023年4月

国防の未来

統括代表社員 林 光 行

隣国^{ウクライナ}を軍事力で蹂躪^{じゅうりんと}する勢力^{パワー}が存在します。一体どうしたら良いのでしょうか。2020年。中国の軍事費2520億ドルに対し日本は491億ドル。GDPの拡大に伴い、中国の軍事費は今後10年間で倍増しそうです。日本が少々の兵器を増強^{こころもと}しても心許ないと見えます。人口減少下の日本に軍備増強余力は限られています。

2040年。日本の就業者は、現在から500万人減って6000万人程度。主要産業の就業者は、製造業は現状を維持するも、卸・小売業は150万人減、医療・福祉が100万人増。この3業種の就業者は各約1000万人となり、3業種で全従業者の半分を占めます。建設に携わる470万の人は290万人弱に急減し、食を支える農業従事者も急減して210万人から130万人程度になります。

日本は、伸び悩む製造業が医療・福祉を支える社会になります。業界地図も商流も激変するでしょう。政策課題としては生産力増強以外にも、貧弱な農業と増大する福祉を結ぶ農福連携、死蔵されている森林資源の再生、などが必要です。また、個別企業は、事業の長期戦略を早急に構想する必要があります。では、日本全体としては、どのような社会を目指すのでしょうか。

それは、私たち一人ひとりが、社会を支えることができる能力(素養と自律性)を身につけ、力を合わせて「この郷^{きょう}に生まれ育って良かったと感謝しあう社会」を築くことだと思います。そのための基礎は、「教育」です。「人は石垣」「人は城」。脚下照顧です。

教育の目的を、「社会を支える信頼できる仲間を育て、増やすこと」と見定めて取り組んではどうでしょうか。「知識」だけでなく、例えば、高校を4年制として1年間は、医療・福祉・農林・軍事のいくつかの現場従事に充てることも考えられます。多くの学びがある筈です。

また公教育は、通学費も含め全てを原則無料としては如何でしょうか。親は子に係る教育費負担が一切なくなり、誰でも安心して進学できます。全ての人が教育を受ける権利を、社会の負担によって実現すること。それは、お互いが感謝しあえる社会を築く基礎となると思います。「自助努力」「自己責任」と責任を個人に押し付け、他人に勝つための競争に心を煩^{わづら}わせるのではなく、協力しあうことに精根を注ぎたいと思います。

互いが感謝しあい貢献しあう人として成長すること。そのことに、これからの未来を託したいと思います。

～ CONTENTS ～

5月 - 9月の 税務

| | |
|------------------------------|----|
| ○ 経営倶楽部 第109回「インボイス制度」・・・ | 2 |
| ○ 経営倶楽部 第110回「世界はつながっている」・・・ | 4 |
| ○ KS経営研究会「若者の成長を支える」・・・ | 6 |
| トピックス | |
| 税制①「インボイス制度・電帳法・その他」・・・ | 8 |
| 税制②「贈与税・相続税の改正」・・・ | 10 |
| 労務「育児休業制度今昔」・・・ | 11 |
| 社福「生活福祉資金貸付制度」・・・ | 12 |
| ○ 福祉経営管理実践研究会 | 13 |
| 寄稿 | |
| 「袴田事件を考える」・・・ | 14 |
| 「冤罪57年の重みをあらためて思う」・・・ | 16 |
| 「ロシア・ウクライナ考察」・・・ | 17 |
| ○ ひと～「乾燥地林の研究は“面白い”が原点」・・・ | 18 |
| ○ 心理学実践基礎講座感想 | 20 |
| ○ 事務所旅行 ～京都～ | 22 |
| ○ 読者の皆様からのお便り | 23 |

| | |
|-------|---|
| 5月10日 | 4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)期限 |
| 31日 | 3月決算法人の確定申告期限 |
| 6月30日 | 4月決算法人の確定申告期限 |
| 7月10日 | 6月分及び年2回払の源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1～6月分) |
| | 社会保険報酬月額算定基礎届提出期限 |
| | 労働保険料の年度更新期限 |
| 18日 | 所得税予定納税額の減額申請期限 |
| 31日 | 5月決算法人の確定申告期限 |
| 8月31日 | 6月決算法人の確定申告期限 |
| 10月2日 | 7月決算法人の確定申告期限 |

経営倶楽部

第109回経営倶楽部

令和4年10月22日

「今知べき消費税インボイス制度」～その対応と背景、そして今後は？～

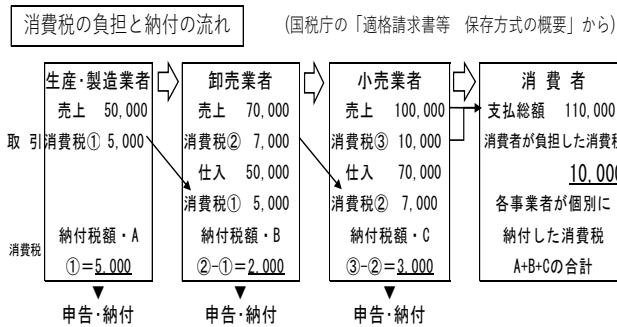
講師：税理士 杉村 博司 先生

講師：税理士・中小企業診断士 前田 有太可

インボイス制度開始まであと1年となったこの時期に、第一部では弊事務所の前田有太可がインボイス制度の基礎と免税事業者への対応を解説し、第二部は税理士 杉村 博司 先生にインボイス制度導入の経緯から電子インボイスなど、今後の方向性についてお話しいただきました。（税理士 前田有太可・峯藤幹）

第1部 弊事務所 前田 有太可

【消費税の仕組み】



消費税は、生産・流通の各取引段階で二重三重に税が累積しない仕組みが採られています。上図のケースを用いて消費税の負担と納付の流れを説明します。生産・製造業者は売上に係る消費税5,000円を納付します。卸売業者は売上に係る消費税7,000円を丸々納付するのではなく、仕入に係る消費税5,000円を控除(仕入税額控除といいます)した2,000円を納付します。小売業者も消費者に対する売上に係る消費税10,000円から仕入に係る消費税7,000円を控除した3,000円を納付します。そうして、上図のとおり事業者が納税した10,000円と消費者が負担した消費税10,000円が一致します。

このように消費税は、消費者が負担し、事業者が納付する仕組みになっています。

【インボイス制度とは】

インボイス制度とは、消費税について、令和5年10月1日から始まる「適格請求書等保存方式」のことで、適格請求書のことを「インボイス」といいます。登録申請をすると「適格請求書発行事業者」になり、登録番号が付与されます。法人の場合は法人番号の頭にTが付く形となり(T○○○)、個人事業主の場合は個人番号を用いずに法人番号とも重複しない個人事業主ごとの番号になります。

仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書



発行事業者が発行する「適格請求書」を保存する必要があります。免税事業者は「適格請求書」を発行することができないため、その得意先は仕入税額控除ができません。免税事業者が適格請求書発行事業者になるには課税事業者になる必要があります。

【登録申請の考え方】

課税事業者の方は、基本的に申請すればよいと思います。しかし、一般消費者を対象とする小売店、飲食店、クリニックや学習塾などはインボイスの要求が少ないため、登録する必要性は低いと思われます。ただし、事業者が利用する他、手数料、販売奨励金等を受け取っている場合などでインボイスを求められる状況が想定されるのであれば登録申請について検討することになります。

免税事業者の方は、適格請求書を発行できないため売上先では仕入税額控除ができませんが、売上先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者の場合は適格請求書が不要です。免税事業者が課税事業者になる場合、簡単に消費税を計算できる「簡易課税」を選択することが多いのではないのでしょうか。(令和5年度税制改正で、納税額を売上税額の2割にする3年間の負担軽減措置が設けられました。詳細は8ページへ)

【下請け業者等への対応】

まず、下請け業者等へのインボイス制度周知と免税事業者の把握をしておく必要があります。

次に、課税事業者になるように要請します。免税事業者から課税事業者になると納税義務が発生するため消費税の申告をしていない免税事業者にはハードルが高いと思われます。その場合は、簡易課税を勧めるのも一つの方法です。課税事業者にならない場合に、取引停止、消費税額分値下げさせるなど優先的地位を利用した一方的な通告は、独占禁止法や下請法で問題になります。この場合、経過措置で仕入税額控除がで

ない金額（当初3年間仕入税額の20%、次の3年間50%）について値下げ要請をする、経過措置期間に課税事業者への転向を考慮してもらうなど、十分協議して双方が納得する条件を設定することが重要です。

第2部 杉村 博司 先生

私は昭和53年に奉職し、消費税が導入される以前の物品税に関わる部門に配属され、そこで調査等に携わりました。その後、平成元年、消費税が導入される際に大阪国税局の消費税課に異動になりました。初めての税なので職員も納税者の方もわからず相当な努力をいたしました。その後、国税の訴訟に関わる仕事を9年間勤め、伏見税務署長を最後に退官し、2年前に税理士開業しました。



私の方では、インボイス制度の導入の背景と電子インボイスなど今後の方向性をご説明いたします。

【インボイス制度の導入の背景】

昭和54年大平内閣の一般消費税、昭和62年には中曽根内閣の売上税と、政府は消費税導入を試みたわけですが選挙関係があつてできませんでした。平成元年4月に竹下内閣のときに、所得税の大幅減税、3%という低い税率、そして免税点を3,000万円以下として約8割の事業者は関係ないとする事でハードルを下げ、消費税導入にこぎつけました。多くの国で導入されて、景気に左右されない主要な財源となっていたので、国としては是が非でもやりたかったのですね。

導入当初の平成元年4月には帳簿等保存方式といって帳簿又は請求書等の保存を要件としておりましたが、平成9年4月には請求書等保存方式（帳簿及び請求書等）、令和元年10月には区分記載請求書等保存方式、そして令和5年10月に適格請求書等保存方式、すなわちインボイス制度が導入されました。

ヨーロッパ等では当初からインボイス制度であり、国としては、ようやく念願の本来の仕組みであるインボイス制度が導入できたわけです。

【電子インボイスなど今後の方向性】

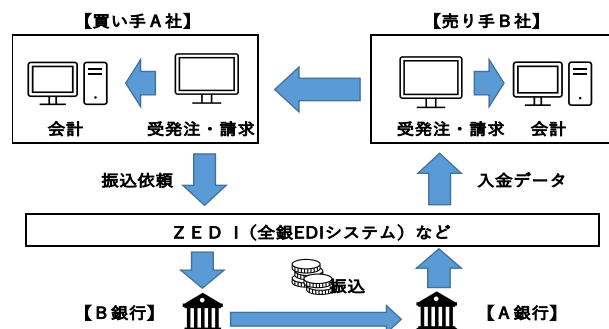
インボイス制度開始に伴い、インボイスを電子データで発行、受取ができる「電子インボイス」を活用する準備が進められていますが、まず、その背景についてお話しします。

先進国の中で日本の労働生産性が見劣りするという

ことがあげられます。2017年日本生産性本部の調べでは、先進国36か国中20位となっています。例えば、日本では納品書を納品ごとに発行し、また月締めでチェックして集計して合計請求書を作成、郵送していて、手間がかかっています。これが生産性を低くしている原因の一つではないかと言われています。諸外国では納品書のみで発行し、合計請求書は発行しない。納品書を出せばそれが請求書であり、それが支払いにつながっていくというシステムになっている。つまり、それが電子インボイスなんです。

日本はこれからどうしようとしているのか。デジタル庁、会計ソフト会社、銀行関係含め200社が加盟している「デジタルインボイス推進協議会」というのがあって、そこがシステムの標準化を進めています。

この標準化は、Peppol[®]ポール（Pan European Public Procurement Online）といって、請求書等電子文書をネットワーク上でやり取りするためのグローバルな標準仕様で進められています。ヨーロッパなど約40か国で採用されており、これを日本型Peppolとして進めようとしています。（以下の図はデジタル庁資料から）



具体的には、上図のとおり、売り手のデータが買い手のシステムに取り込まれて、支払いにつながり、支払いデータは売り手のシステムに入っていくという一貫通でデータ化されるというものに政府は持っていきたいわけですね。ただ、すぐにはこのように切り替えられませんから、日本型インボイスとして、当初は電子インボイスも手書きの請求書も両方使え、徐々に上の形にしていくということです。皆様方におかれましては、Peppolを踏まえて、今後の取り組みを考え頂けたらと思います。

杉村博司先生は、消費税・間接税のエキスパートです。先生の著書「租税争訟からみる消費税の判断ポイント」(税務研究会出版局)も大好評です。

☆ 8頁の「税制トピックス」の記事も併せてお読みください ☆

経営倶楽部

第110回経営倶楽部

令和5年2月4日

「世界はつながっている」～台湾の人々の歴史と対日・対中観～

講師：昌平塾主宰 内田 昌之 先生



今回は、中国の古典講座「昌平塾」を主宰されている内田昌之先生に、台湾についてお話しいただきました。台湾の人に「あなたの最も好きな国は何处ですか?」と尋ねると、アメリカや中国を大きく引き離し日本が断然トップだそうです。東日本大震災の時には多額の支援をしてくれた台湾、そんな台湾のことをこれまで全く知らなかった!と反省しきりです。(砂川 奈津美)

❖ 台湾という地域

面積は36,000km²、九州より少し小さいながらも、近年、世界最大の半導体受託製造企業TSMCを始めとする情報通信技術(ICT)分野の発展が著しい台湾。日本やアメリカ、そして中国とも半導体等の電子部品の貿易が活発に行われており、今や世界経済において重要な位置を占めるようになっています。しかし、「国家」としての要件を満たしていると思われるものの、未だ多くの国からは「国家」として認められていません。その背景には、現在の「台湾有事」につながる、中国との長い歴史的確執があります。



❖ 八田與一と烏山頭ダム

八田與一は不毛の地と呼ばれていた台湾南西部の華南平原に、当時では世界一の規模であった烏山頭ダムと、網の目のように広がる総延長16,000kmの灌漑用水路を完成させました。工事は、最新式の巨大な土木機械を導入して最先端の工法で行われ、現場には作業員とその家族2,000人が住む村ができました。八田は建設工事は現場の人間関係が大事と、足繁く作業員宿舎に通い、また、日本人・台湾人分け隔てなく接し、地元民にも厚く信頼されました。工事は1920年から10年間に及びましたが、完成後には、米は6倍、サツマイモは2倍と、その一帯の農業生産量が飛躍的に伸び、100万人の農民を貧困から救ったと言われています。



八田 與一

他にも、道路や鉄道、港湾工事、そして病院や銀行等、インフラの整備が行われたことにより、台湾は当時の日本よりも豊かになり、民度も日本並みに上がりました。しかし、1945年、第2次世界大戦の日本の敗北によって、台湾の状況も大きく変わることになりました。

❖ 歴史の始まり～鄭成功の活躍

台湾の歴史は、1624年にオランダの支配下となったのが始まりとされています。40年近いオランダの圧政から台湾を解放したのが、当時、最後の明王朝に仕えた鄭成功です。中国人の父と日本人の母を持つ彼の武功は遠い日本にも伝わり、江戸時代「国性爺合戦(近松門左衛門作)」のモデルにもなりました。その後、短い鄭家支配の時代を経て、清国の緩やかな支配が続きました。

❖ 日本統治時代～日本同化政策

それから約200年後の1895年、台湾は日清戦争で勝利した日本に割譲され、以後1945年までの50年間、日本に統治されました。日本は台湾を日本並みに良くしようと「同化政策」をとりました。台湾人の名前を日本名に変え、教育も日本語で行うように。また、1898年に台湾総督府民政局長として赴任した後藤新平は、徹底した調査事業で現地の状況を熟知した上で、農業や医学、教育、土木建築等々、あらゆる方面の有能な専門家を数多く抜擢し、台湾の近代化を進めました。その内の一人「今日はこの人だけは覚えて帰ってほしい」と内田先生が言われたのが、水利技術者の八田與一です。

❖ 蒋介石の統治時代～二・二八事件

その間中国では、200年続いた清国が1911年の辛亥革命によって終わり、中華民国が成立。しかし、軍閥の台頭、国民党と共産党の対立により昏迷が続いていました。第二次世界大戦中は国共合作したものの、大戦勝利後は主導権争いを始め、結果、毛沢東(共産党)に敗れた蒋介石ら国民党軍は、台湾へと落ち延びました。台湾を去った日本人が残した空き家に我先にと乱入し、全てを奪い去っていく国民党の敗残兵…100万人以上。その様子を見た台湾人は「犬が去って、豚が来た」と称したそうです。そして、台湾人女性への暴行に対する抗議デモを発端に、「二・二八事件」が1947年2月28日に台北市で発生。国民党軍は3万人といわれる台湾人

を虐殺し、同年、世界最長となる戒厳令を発令。以後、40年間、武力での独裁を続けました。1949年、蒋介石は台北を「臨時首都」と宣言。彼らにとっては、台湾はいずれ本土を奪還するまでの仮の住まい…日清戦争後の日本のように、台湾を良くしようという思いは全くありません。台湾人の心に抗中の思いが深まるのも、むべなるかな…です。

❖ 中華人民共和国の勃興～国連脱退

都落ちした蒋介石でしたが、国際的には「我等こそが中華民国」と主張し、国連にも加盟しました。しかしながら、本土の共産党も「中華人民共和国」を建国し、積極的に外交を開始。国際的存在感を増し、アメリカとの国交再開の流れを作ります。その動きに対して蒋介石は、1971年に国連を脱退。1972年にはニクソン大統領が訪中し、アメリカは「中華人民共和国が中国の唯一の合法政府」と承認し、「台湾は中国の一部である」と認知しました。それ以降、ほとんどの国が中華人民共和国と国交を結び、台湾は「中国のひとつの省」としか見られなくなったのです。



❖ 台湾の未来～国民党か、民進党か

そんな台湾ですが、蒋介石の死後、息子の蒋経国が1987年に戒厳令を解除して以降は、目覚ましい発展を遂げていきます。1988年に総統になった李登輝は、善政をしき民主化を推し進め、総統直接選挙で選ばれた初の総統になりました。その後、選挙は4年毎に行われ、選ばれた総統によって対中政策に変化はあるものの、中国との経済的な結びつきは年々強くなっています。



現在は、民進党の蔡英文が総統に、副総統は賴清徳が務めています。次回選挙は2024年1月。次の総統に誰がなるか、また同年の米大統領選挙の結果によっても、これからの台湾と中国、日本、アメリカの関係は大きく変わると思われます。予断を許さない状況です。

❖ 先生への質問タイム

Q. 韓国にも同じように同化政策をとっていたと思いますが、日本に対する国民感情が、台湾と全然違うのはなぜなのでしょう？

A. これはね、清国の時代でも国らしき形がなかった台湾と、高麗や新羅等の「国」があった朝鮮半島…この違いだと思います。日本は、韓国や北朝鮮の方にも同じよ

うにインフラ整備や教育を行いました。でも、国民のプライドがあるんです。昔は中国の方が発展していました。その影響を受けて、朝鮮半島から日本に文化がやってきた。その文化を昔教えてやったのに何を偉そうに…という心を、ずっと歴史的に持っているのではないのでしょうか。

Q. 中国は、台湾に武力侵攻してくるでしょうか？

A. 私の考えはね、軍事的に侵攻はない…しかし、中国は、必ず2049年まで、建国100年までには台湾を併合すると思っています。外交上で、中国は台湾の国民党をトップに据えて、その国民党のトップが中国のいうことを聞くように（馬英九のときには上手くいかなかったのですが）、そういう方法をとってくると私は思います。戦争するというのはやっぱりよっぽどのこと。孫子の兵法ではないですが、戦争は当事者両方が損します。今、習近平もいろんなことで頭を打ちそうな感じになってます。台湾問題は一番ですが、経済もいまひとつ、少子化で段々人口も減ってくる…中国の政治を行うチャイナ7は、習近平をトップに他の6人は皆、習近平の言いなりです。だから、習近平が善政を敷けば続くでしょうが、他方、胡錦濤派や江沢民派といわれる上海閥が、今は黙ってますけれども、悶々としてる状態です。表面的に見たら習近平は安定してるように見えますけど、中国の現状、決してそうではない。いつひっくり返るかわからないというようなことも言われています。そういうニュースは全然出てきませんけどね。

❖ 講義の最後に

「今日のテーマは『世界はつながっている』ですが、歴史を見ると、同じようなことをどこでもやっています。ミャンマーもそうですね。台湾もその一例です。ウクライナも…虐げられる方はたまったものではありませんが、ロシアはプーチンなりの理由があるのでしょう。新疆ウイグル自治区でも…習近平は、そうせざるをえない理由があるのかもしれませんが。国際情勢は、片方ばかりから見るのでなく、反対側からの目も必要です」
内田先生は、おだやかに、そう結ばれました。

昌平塾

※ 開催は毎月、原則第2土曜と次の火曜（講義内容は同じ）
第2土曜日 14:00～16:30 大阪国際交流センター
次の火曜日 18:30～21:00 クレオ大阪中央
お問い合わせは uchida1943@maia.eonet.ne.jp まで

Key for Success 第40回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

今回は「若者の成長を支えるー地域・社会の実現を目指して」をテーマに、経営基礎講座30期の白砂^{しらまさ}明子さんが発表されました。現在、白砂さんは「一般社団法人 キャリアブリッジ」の代表理事であり、スタッフと共に生活困窮者や生きづらさを抱える若者の支援を中心に活動されています。日々問題に正面から向き合い、壁にぶつかりながらも邁進する白砂さんの姿に、胸が熱くなりました。



(31期 富山 晶太郎)

☆☆ 白砂さんのプロフィール紹介 ☆☆

白砂さんは、広島県の北端、中国山地の雪深い小さな町で育ちました。18歳で関西の大学に進学し、求人広告誌の会社で営業職をされていましたが、2000年にA'ワーク創造館に転職。そこで初めて「若者支援」の仕事に出会いました。当時、公的機関で「若者支援事業」を実施している所はほとんどなかったそうです。またその時に開業支援講座(現:よくわかる!経営基礎講座)の担当として、林光行先生・幸先生にも出会いました。その後、A'を退職、フリーランスを経て、東日本大震災直後の2011年3月、豊中市が「生活困窮者自立支援制度」のモデル事業を立ち上げることを知り、当初は現場の相談員として若者支援事業に関わり、2018年にキャリアブリッジの三代目代表に就任されました。



☆☆ 若者をとりまく状況 ☆☆

まず前段として、この30年の社会情勢の変化と、それにより顕在化してきた様々な社会問題についての話がありました。かつては、「困難な人」として定義されることはなかった子どもや若者ですが、今は、貧困や社会的孤立のリスクを持つ子が増えてきています。

・社会構造の変化と雇用の不安定化

昔は、製造業など地に足の着いた仕事がたくさんありましたが、この30年間、IT革命やグローバル化で社会の産業構造が大きく変わり、2000年代前半から非正規雇用が大幅に増加し、今や雇用形態の4割が非正規です。氷河期世代と言われる40~50代の貧困率が高く、また若者の失業率も高いです。技術がない若者は、先に解雇されてしまい、結果、不安定就労に就かざるをえない状態になっています。一方、企業(特



に中小企業)では、募集しても人が集まらず人手不足で苦勞しています。働く人材のミスマッチが起きていることを、現場にいると実感されるそうです。

・働きたくても働けない人たち(未活用労働者問題)

また、ニートなど働けない人達、働きづらさを抱える人達が約600万人(障害者除く)いるといわれています。職業経験はあるが、前職で失敗して前に進めない若者、大人になっても自分に自信がもてない人が多いそうです。学校を出てから、社会人として一人前になっていくことが難しい時代になっています。

・ひきこもりの現状(推定115万人 全人口の1%)

| | |
|-------------------|------------|
| 15-39歳 若者のひきこもり | (推定54.1万人) |
| 40-64歳 中高年層のひきこもり | (推定61.3万人) |

ひきこもりは、成人期以降の問題にもなっています。また、コロナ禍以降、不登校児の数も急激に増えており、若年化し、小学生の不登校も増加しています。

・子どもたちの相対的貧困問題

今、6~7人に1人の割合で子どもたちが貧困状態にあります。貧困ということは単にそれだけではなく、「周りの皆にとって当たり前前の生活が自分にはできない」という状況によって、自己肯定感(自分には価値がある)や自己効力感(やればできる)というものが奪われます。メンタルが不安定な子が多く、自分のこころの基盤を育てられないまま社会に出ていく子どもたち…。

☆☆ キャリアブリッジの事業内容 ☆☆

以上のような問題に対応するべく、キャリアブリッジでは、20代~70代までの幅広い年齢層の、多様なバックボーンや専門資格を持つ職員26名が連携を組み、15歳以上の子ども、若者たちの支援をしています。

生活困窮者自立支援 就労・福祉・医療・家計・債務整理など、生活困窮の問題に関して様々な機関と連携し、相談支援を行っています。

とよの地域若者サポートステーション 仕事や就活に不安を持つ若者の就労支援を行っています。

豊中市若者支援総合相談窓口 不登校・ひきこもり等に関する相談や居場所事業などを行っています。

定時制高校連携事業 2012年から定時制高校の中で、週2回、夜10時まで学校の和室を借りて居場所事業を行っています。ここでは、ルールに反することをしなければ子どもたちは自由に過ごせます。スタッフは生徒の話を受け止め、雑談を通して信頼関係を結んでいるそうです。定時制高校はやんちゃな子どもが多い印象ですが、最近では、小中学生の時に不登校だったり、複雑な家庭環境にある等、昼間の学校に通うのは難しい子どもが多くを占めています。学校の先生だけでは対応できない福祉、医療、家庭の課題が増えています。高卒資格があるとないとでは就職のしやすさが変わるので、学校の先生と連携して中退せずに高卒資格が取得できるよう支援しています。



私も高校時代に学校に馴染めず不登校を経験したことがあります。学校の中にこんな居場所があれば少しでも子どもたちの心が救われるなど思いました。(晶太朗)

☆☆ 僕には失敗する権利がある ☆☆

その内の一人、20代の若者の話です。彼は、保育所以降、一日も学校に通ったことがなく、家族以外との人間関係がありませんでした。父親の定年退職に伴う経済的不安から兄弟に促され、若者サポートステーションに来所。社会経験がほぼなく、当初は会話も大変でしたが、一年半後、定時制高校に入学。彼は初めての学校生活を楽しみ、定時制高校の生徒会長にもなったそうです。今は、大手企業の特例子会社で働いています。その彼が「僕には失敗する権利がある」と言ったそうです。ひきこもりから立ち上がった彼の言葉にはすごく重みがあります。人生で成功体験は大事ですが、成功するには数々のチャレンジが必要です。今の若者たちは、「失敗したらいけない」という気持ちが非常に強く、チャレンジ自体を避けている…そういう状況に置かれている子どもたちがとても増えているそうです。

☆☆ これからの経営課題 ☆☆

白砂さんは、法人設立10年を経て、仕事のノウハウなど法人に力は付いてきたが、社会は全然変わっていないと感じています。今もひきこもりや生活困窮者は

増えているし、就労のミスマッチは防げていません。対処療法的な仕事から、社会の課題に対して、もう一步踏み込めないか、法人として社会にどんな影響力、価値を生み出せるかを日々考えています。

また近年、対人支援の分野に大手人材会社が参入しており、結果、地道に活動してきた地域のNPOの仕事が減っています。若者支援は、採算が厳しく、競争入札で経営が不安定になっています。自社の主力事業に若者を誘導することで採算を採る、大手企業に低価格で入札されると、職員給料を下げざるを得ず、仕事の質を維持できない…相談者に迷惑がかかる心配もあります。

今、白砂さんは社会のニーズに応じた新たな事業を開拓しようと、企業から依頼を受け、メンタルが不安定な社員の相談支援等をする「企業の相談事業」を少しずつトライアルしています。

☆☆ 経営者として ☆☆

「正直なところ、強い意志でこの道を選択してきたわけではありません。ただ『今ここにいる私』はすべて私自身の責任で選択した結果であり、今の自分にはほとんど後悔がないと思えます。若い頃の私は、自虐的になったり、うまくいかないのは誰かのせいだった…でも、その経験も自分を成長させてくれたと思う。『私の人生の主体は私自身』。希望を持てなかった長い時を経て現在の自分があるように、若者がそう思えるような世界を作りたい」白砂さんは、そう結ばれました。

「今の若者は、失敗したらいけないという気持ちが強く、チャレンジ自体を避けている」という話は強く共感しました。また「僕には失敗する権利がある」という言葉も、とても印象に残りました。彼は勇気を持っている人だと思います。私は普段、恥をかくことや失敗が怖くて、挑戦を避けたり自分の意見を言葉にしないことが多々あります。彼のエピソードを聞いて「勇気」というのは、「行動を起こす、挑戦する」気持ちなんだと思いました。そして白砂さんのお仕事は、若者自身で「自分の人生を生きる力」をどう付けてもらうかをサポートする仕事であり、彼らの勇気を支える仕事なんだと思いました。

ありがとうございました。(晶山 晶太朗)

一般社団法人
キャリアブリッジ
 豊中市服部西町4-13-1 豊中市立青少年交流文化館いぶき3F
 E-mail : info@career-bridge.net



税制トピックス

令和5年10月からインボイス制度がとうとう実施されます。令和5年度税制改正ではインボイス制度に係る負担軽減措置等が追加されました。また、資産所得の増加や若年層への資産移転を後押しする改正が行われました。この他に令和5年12月に経過措置が期限を迎える電子帳簿保存法等をご紹介します。（鶴澤 健太郎、上田 夏生）



■ インボイス(適格請求書)に係る負担軽減措置

インボイス制度を円滑に実施するために事業者の事務負担や納税額を軽減する措置が設けられました。

・小規模事業者に係る税額控除に関する特例

インボイス発行事業者を選択したことにより免税事業者から課税事業者になった事業者の納税額を売上に係る消費税額の2割となるように一律80%の税額控除を可能とする負担軽減措置が設けられます。令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日を含む課税期間が対象になります。新設法人も期首資本金の額が1,000万円未満であれば対象となります。ただし、前々年度の課税売上高が1,000万円超の場合や前期上半期の課税売上高が1,000万円超の場合等には特例の適用はありません。下の計算例では課税期間中の売上額が700万円・消費税額70万円で、仕入額が150万円・消費税額15万円の場、本則課税・簡易課税・2割特例のそれぞれの納税額を比較しています。

| | |
|---|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 本則課税 | ➡ 70万円 - 15万円 = 55万円納税 |
| <input type="checkbox"/> 簡易課税(みなし仕入率50%の場合) | ➡ 70万円 - 70万円 × 50% = 35万円納税 |
| <input type="checkbox"/> 2割特例 | ➡ 70万円 × 20% = 14万円納税 |

2割特例は簡易課税制度と異なり、事前の届出の必要はなく申告時に選択適用できます。ただし、実際の仕入税額や事業区分に関わらず納税額が決定されるため、本則課税や簡易課税を選択する方が納税額は少なくなる場合があります。



・小規模事業者の事務負担軽減制度

前々年度の課税売上高が1億円以下、または前年度開始日以後6か月間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、税込1万円未満の課税仕入につきインボイスの保存を不要とし、帳簿書類の記載のみで仕入税額控除を行うことができる事務負担軽減制度が導入されます。この制度は令和5年10月1日から令和11年9月30日の間に行う課税仕入が対象です。

・少額返還インボイスの交付不要

税込1万円未満の返品や値引き等につき返還インボイスの交付が不要となります。適用対象者に特に制限はなく、全てのインボイス発行事業者が対象になります。売手が負担する振込手数料相当額も売上対価の返還として処理している場合には、返還インボイスの交付は不要です。



・申請手続きの柔軟化

令和5年10月1日よりインボイス発行事業者となるためには、原則として令和5年3月31日までに申請を行う必要がありました。4月1日以後に申請する場合は期限内の申請が困難である理由を記載することが求められていましたが、当該要件が撤廃されました。

・インボイス制度開始以後の免税事業者からの仕入

インボイス制度開始以後に行う免税事業者からの仕入については、経過措置として令和5年10月1日以後3年間は仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日以後3年間は仕入税額相当額の5割を納付する消費税から控除できます。ここで安易に「なら経過期間は控除できなくなる分の値引きを受ければウチの仕入コストに全く影響はないね」とお考えになるかもしれませんが、計算は思いの外複雑です。経過措置で控除できる税額は、税込仕入総額(①)から通常の仕入税額控除額を計算(②)し、その金額に上記割合を乗じて計算します(③)。以下、2,000円仕入値引きを受けた計算例です。



| 摘要 | 従 来 | 経過措置 |
|-----------------------|----------|----------|
| ①税込仕入総額 | 110,000円 | 108,000円 |
| ②仕入税額控除 (①×10/110) | 10,000円 | 9,818円 |
| ③経過措置 (②×80%) | — | 7,854円 |
| ④仕入コスト (①-②or③) | 100,000円 | 100,146円 |

このように仕入コストはわずかに増加しますが、上記②と③の差額は控除対象外消費税額として損金(費用)となり、納税する法人税又は所得税は減少します。



■ 電子帳簿保存法

デジタル化促進のため施行された改正電子帳簿保存法でしたが、電子取引データの保存については要件が厳格であったため、情報のやり取りを紙で行う方が手間は少ないという反発を受け、施行直前に経過措置要件が設けられました。経過措置が令和5年12月31日に期限切れとなるのに合わせて改正が行われます。

・電子取引データ保存

現在施行されている電子取引データ保存要件の経過措置は予定どおり令和5年12月31日で廃止となります。そして令和6年1月1日からは新たに電子取引データ保存要件の猶予措置が設けられます。相当の理由があると認められる場合(事前手続不要)は、電子取引データを出力した書面を保存し、かつ、税務調査時に事業者がその書面を提示し電子取引データそのものを渡すことができるようにしている場合は、それだけで電子取引データの保存要件を満たすことになります。

ただし、本稿執筆時点では相当の理由の具体的な内容は不明のため、今後の法令通達を注視すべきです。この他、検索性の確保が不要になる事業者が売上高1,000万円以内の者から5,000万円の者に拡大されます。

・スキャン保存制度の見直し

スキャナで読み取った際、解像度や大きさ等の重要性が乏しいと思われる情報の保存要件が廃止されます。また、一般書類(注文書や見積書、納品書などの資金や物の移動と直結・連動しない書類)については会計帳簿との相互関連性を確保する必要がなくなりました。スキャン保存制度は一部の書類についてのみ適用することもできるため、タイムスタンプ要件など厳しいと思われる要件はまだ残っていますが、一般書類だけでもスキャン保存の検討をしてもよいかもしれません。

当初はやや強引すぎた改正電帳法ですが、これらの改正によりそれぞれのペースに合わせたデジタル化ができるようになったと思われます。



■ 完全子会社に対する貸倒引当金

昨年度創設されたグループ通算制度に合わせて、令和4年4月1日以後開始事業年度から、完全支配関係のある法人に対する債権は全て貸倒引当金の設定対象外になっています。ちょうど今年の3月に決算を迎えた法人から適用されることとなりますので、該当する法人の経営者・経理担当者の皆様はご留意ください。

■ NISA制度改正

現在のNISA制度は令和5年末で終了し、現行制度を拡充しかつ恒久化した新たな投資優遇税制が設けられます。非課税保有期間の制限がなくなり、年間の投資上限額も引き上げられます。また、旧制度では「つみたてNISA」と「一般NISA」のいずれか一方を選択しましたが、新制度では併用可能になります。詳しくは下図の通りです。



| 摘要 | つみたて投資枠 | 成長投資枠 |
|---------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 年投資上限 | 120万円 | 240万円 |
| 投資期間 | 令和6年以後ずっと | |
| 非課税期間 | 無期限 | |
| 生涯投資上限額 | 買付残高1,800万円 (成長投資枠は内1,200万円まで) | |
| 対象商品 | 国の基準を満たす一定の投資信託 | 上場株式・投資信託・REIT等 ※投機性の強い商品除く |
| 投資方法 | 積立のみ | 一括・積立 |

生涯投資上限額は残高が上限に達した後も保有資産を売却することで減少した残高の分だけ枠の再利用を行うことができます。

なお、令和5年12月末までに現行のNISA制度で投資したものは新制度とは別枠で現行制度の非課税措置が適用されます。



■ 副業は雑所得か事業所得か

売上金額が300万円以下の副業活動から生じる所得は原則として雑所得とする、という通達改正案が令和4年8月1日に公表され、1か月間で7,000通を超えるパブリックコメントが集まり、その内容の多くが改正案に批判的なものでした。同年10月に改正案は修正され、売上金額が300万円以下でも、適切な記帳と帳簿書類の保存が行われている場合に限り、事業所得として認められることとなりました。

ただし、営利性が認められない場合は事業所得とは認められず、雑所得として扱われます。営利性が認められない場合とは、その事業の所得が例年(概ね3年以内)赤字で、かつ赤字を解消する取り組みを行っていない場合であると例示されています。雑所得から生じた赤字は給与所得と通算することができないため、副業で意図的に赤字を出して給与所得と通算して節税するスキームが封じられています。

この改正は令和4年分確定申告、つまり令和5年3月15日期限の確定申告から既に適用されています。

■ 贈与税・相続税の改正

改正のうち「暦年課税」と「相続時精算課税」の改正のポイントは下図の通りです。



| 暦年課税 | | 基礎控除額 | 相続税の課税価格への加算 |
|------|-----------------|-------|---------------------|
| | 現行 | 110万円 | |
| 改正後 | 110万円 (改正なし) | | 相続開始前7年以内に贈与した財産の価額 |

| 相続時精算課税 | | 基礎控除額 | 相続税の課税価格への加算 |
|---------|---------------|-------|------------------------|
| | 現行 | なし | |
| 改正後 | 110万円 (創設) | | 贈与財産から毎年110万円を控除した後の残額 |

以下、それぞれの改正点についてご説明します。

・ 暦年課税の改正点

暦年課税とは、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から、110万円の基礎控除額を差し引いた残額に贈与税が課される制度です。また、その贈与者が死亡し、受贈者がその贈与者から相続財産を取得した場合には、相続税の計算における相続財産の課税価額に、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産の価額が加算されます。

今回の改正で、この加算の期間が3年から7年に延長されました。ただし、令和6年1月1日以後の贈与が対象になるため、令和8年12月31日以前に開始する相続については今まで通り3年間です。令和9年1月1日以後開始の相続から加算期間が順次延長され、令和13年1月1日以後に開始する相続から7年になります。また、延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円を控除した残額が相続財産に加算されます。

例えば、令和11年6月30日に亡くなった場合、令和6年1月1日～令和11年6月30日までの5年6か月間に行われた贈与が相続財産へ加算されます。そのうち令和6年1月1日～令和8年6月29日の間に行われた贈与の合計額が500万円だった場合には、500万円から100万円を控除した400万円が加算されます。

| R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------|----|---------|----|-----|----------|
| R6.1.1 | | R8.6.29 | | | R11.6.30 |

← 加算期間

この間の贈与は総額100万円を控除した残額が加算される

・ 相続時精算課税の改正点

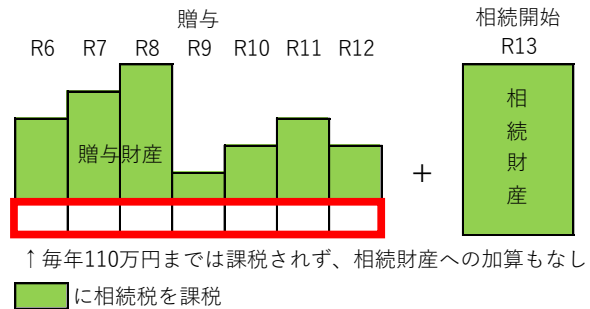
相続時精算課税とは、相続税の計算上、相続財産に贈与財産を合算して精算する制度です。具体的には、相続時精算課税を適用して贈与した場合、累積2,500万円までは贈与税が非課税になります(超過は一律20%課税)。ただし、その贈与者が死亡し相続が発生したとき、その財産は贈与時の時価にて相続財産に加算され、加算後の財産に相続税が課されます(納付済の贈与税は税額控除)。

相続時精算課税は、暦年課税との選択制で、受贈者が贈与者ごとにどちらを選択するか決めることができます(相続時精算課税の選択には右の要件有)。ただし、相続時精算課税を選択すると、以後その贈与者からの贈与はすべて相続時精算課税が適用され、暦年課税には戻れなくなってしまいます。

| 《要件》 |
|-----------------------------------|
| ・「相続時精算課税選択届出書」を税務署へ提出すること |
| ・贈与者が、贈与年1月1日において60歳以上であること |
| ・受贈者が、同日において18歳以上である、贈与者の子や孫であること |

このように、2,500万円までは無税で贈与できても、相続時に精算されるため節税にならないことも多く、また暦年課税に戻れなくなることから、使い勝手が悪く利用者が増えませんでした。

今回の改正で、相続時精算課税を選択した場合における贈与について、年110万円の基礎控除の枠が創設されました。また、相続時に精算されることには変わりませんが、相続財産に加算する価額は毎年110万円の基礎控除を除いた残額となります。これにより、従前より使いやすい制度となりました。



暦年課税の基礎控除とは別枠になりますので、例えば、子が両親から贈与を受ける場合、父からの贈与は相続時精算課税、母からの贈与は暦年課税を選択すれば、年受贈額の最大220万円までは非課税となります。

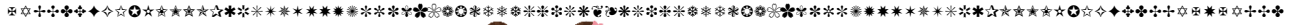
この規定は、令和6年1月1日以後の贈与または相続について適用されます。令和5年中の贈与は現行の規定が適用されますのでご注意ください。



育児休業制度今昔

岸田首相は、急速に進む少子化により社会経済の維持が困難になるとし、社会全体の意識・構造を変えていく必要性を

訴え、3月31日には「異次元の少子化対策」のたたき台が発表されました。そこで今回は、育児休業制度の歩みを振り返りつつ、今後の事業所の対応についてご案内いたします。(特定社会保険労務士 山本 敦子)



❖ 社会の支え手不足が深刻に



令和4年の出生数は79万9728人。政府の予測より8年も早く、明治32年の統計開始以来、最少でした。

戦後の第1次ベビーブームでは、約270万人(団塊の世代、昭和22~24年)、第2次ベビーブームでは、約210万人(団塊ジュニア世代、昭和46~49年)の子供が生まれていたことを思えば驚きの数字です。

少子化の理由は多岐にわたりますが、内閣府の令和4年版高齢社会白書によると、約40年後の人口は8808万人、高齢化率38.4%、出生数56万人。労働力の中核となる15~64歳の人口は約4529万人と推計されています。経済社会の縮小、社会保障制度や地域社会の維持が困難になることが予測され、制度を維持していくために社会の支え手を増やす必要があります。そのため、出生数を増やし、女性や高齢者にも働いてもらうことが避けられない状況だと言われています。



❖ 育児休業法の誕生、変遷

もともと今から約30年前の国民生活白書に「少子化社会の到来、その影響と対応」とありました。そのような中、少子化の流れを変え男女ともに子育てをしながら働き続けることができる社会を目指すとして、平成4年に育児休業法が施行されました。この時は従業員30人以下の事業所が適用されず、育児休業は1歳まででした。

| | |
|-------|--|
| 平成7年 | 育児休業法が全事業所に適用 育児休業給付の創設(休業前賃金の25%) 社会保険料の労働者負担分の免除 |
| 平成11年 | 深夜業の制限の創設 |
| 平成12年 | 厚生年金保険料の事業主負担分の免除 |
| 平成13年 | 健康保険料の事業主負担分の免除 育児休業給付の引上げ(休業前賃金の40%) |
| 平成14年 | 時間外労働の制限等 |
| 平成17年 | 1歳6か月までの育児休業の延長 子の看護休暇制度の義務化 一部の有期契約労働者も育児休業取得可に |
| 平成22年 | パパママ育休プラスの創設 短時間勤務制度の義務化、所定外労働の制限 |
| 平成26年 | 育児休業給付の引上げ(休業前賃金の67%) |
| 平成29年 | 最長2歳まで育児休業の再延長 マタハラ・パタハラなどの防止措置義務化 |
| 令和3年 | 子の看護休暇の時間単位取得が可能に |



その後、何度か変遷がありましたが、未だ育休取得率が高くない状況(女性85.1%・男性13.9%、有期契約労働者では女性68.2%・男性14.2%—令和3年度雇用均等基本調査より)のため、令和4年4月から**育児休業を取得しやすい雇用環境の整備**が全事業主に義務付けられ、事業主は、①育児休業に関する研修の実施 ②相談窓口の設置 ③自社の育児休業取得事例の収集・提供 ④育休制度と育休取得促進に関する方針周知のうち、1つ以上を選択して実施することが求められています。また、**育休制度を個別に周知し、取得の意向を確認**する義務があります。子が1歳6か月に達する日までに契約満了が明らかでない有期契約労働者からの取得申出を拒むことはできません。勤続1年未満の労働者を対象外にする場合は就業規則に定め、労使協定の締結が必要です。さらに令和4年10月からは、**出生時育児休業(産後パパ育休)**が創設(パパ休暇は廃止)され、育児休業の分割取得も可能になり、**社会保険料の免除要件も見直**されました。令和5年4月からは、労働者数1000人超の事業主は育児休業の取得状況を、年1回公表することが義務付けられました。



❖ 事業所の対応は？

就業規則の見直し、育休取得者の業務を引き継ぐ同僚に「応援手当」の支給や育成(知識やスキルを事前に身に付けてもらい、日頃から仕事の属人化を防ぐ)、柔軟な働き方の導入の検討などがあります。このような取組みは若手採用面で有利に働き、スキルアップで業績向上が見込まれる等メリットもあります。

厚労省イクメンプロジェクトサイトで他社の事例を参考にしたり、両立支援等助成金(働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して支給)や、くるみん助成金(子育てサポート企業として認定を受けた労働者数300人以下の企業が対象)の活用もご検討ください。

手続・労務のご相談は つばさ社会保険労務士事務所
Tel:06-7507-2019 mail:yamamoto.sr2021@gmail.com

社福トピックス

今回は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下、「府社協」）生活支援部部長 石井慎太郎様から「生活福祉資金貸付制度」についてお話を伺いました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への緊急小口資金等の貸付については、すでに今年の1月から返済が始まり、制度利用者への相談対応など課題が山積しているようです。（税理士 林 竜弘）

Q 生活福祉資金は、こういった制度でしょうか？

「生活福祉資金貸付制度」は、「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」として社会福祉法（第2条第2項第7号）において規定されている第一種社会福祉事業です。昭和27年の民生委員による世帯更生運動がきっかけで昭和30年から始まった制度で、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯の安定した生活の確保を目的としています。



Q 実施主体は、どこになるのでしょうか？

実施主体は、社会福祉協議会（以下、「社協」）が担っています。地域の市区町村社協が申請受付窓口となり、府社協が貸付の可否について審査を行い、貸付実施後の償還管理などを行っています。

福祉費、教育支援資金、不動産担保型生活資金の借入れを希望される場合は、お住まいの市区町村社協にご相談いただくと、お申し込みができます。ただし、総合支援資金、緊急小口資金の借入れを希望される場合は、原則として生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

Q 生活福祉資金にはどのような種類がありますか？

福祉資金の種類と利用状況（令和3年度の府社協での決定件数）は以下のとおりとなっています。

| 資金の種類 | | 利用件数 |
|------------|-------------------|--------|
| 総合支援資金 | 生活支援費 | 63件 |
| | 住宅入居費 | |
| | 一時生活再建費 | |
| 福祉資金 | 福祉費 | 785件 |
| | 緊急小口資金 | 297件 |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | 1,512件 |
| | 就学支度費 | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | 2件 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 13件 |

教育支援資金の利用が多くなっていますが、直近の5年ほどで年間の利用件数が約1,000件程度の減少となっており、学生支援機構等による奨学金制度が充実していることが影響しているようです。

Q 新型コロナウイルス感染症での対応は？

福祉資金の緊急小口資金について、新型コロナウイ

ルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯向けに貸付対象が拡大されました。従前から30人体制で福祉資金業務を行っていたのですが、コロナになった途端に10万人単位の審査対応が必要となりましたので、当初はとでも大変でした。また、受付窓口は大阪府下の各市区町村社協の窓口で行うのですが、貸付決定の審査は府社協で行わなければならないため、繁忙を極める中、とにかく貸付決定の処理だけに集中しました。結果、特例貸付の利用件数は以下のとおりで、大阪府での利用件数は合計50万件弱となりました。

| 資金の種類（借入上限） | 償還開始年 | 利用件数 |
|---------------|---------|--------|
| 緊急小口（20万円） | 令和5年1月～ | 18.5万件 |
| 総合支援（初回・60万円） | 令和5年1月～ | 14.5万件 |
| 総合支援（延長・60万円） | 令和6年1月～ | 6.7万件 |
| 総合支援（再・60万円） | 令和7年1月～ | 9.5万件 |

※特例貸付の財源は国で、いずれも無利息。

償還期限は、1年据え置き後、緊急小口資金2年以内、総合支援資金10年以内となっています。

Q 現在は、落ち着いたのでしょうか？

審査に係る処理業務は非常に多く、貸付開始時等の申込が殺到した期間は、他部署の応援職員も含めて残業、休日出勤もしながら対応せざるをえませんでした。今は貸付殺到時ほどの状況ではありませんが、大変な状況は続いていて、今年1月からは初回貸付の返済が始まりましたので、口座振替処理のサポートなどのための体制整備に追われています。現在は外部に委託し100人体制で取り組んでいます。



Q 返済の猶予や免除はあるのでしょうか？

受付側の体制整備に追われる状況は続いています。利用者の方も、状況が好転せず厳しい状況の中で返済が始まりますので、お困りの場合は是非とも事前にご連絡をお願いします。何もしないことが最悪の事態を招くこととなりますので、困ったときは、先ずご一報下さい。



石井 様

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪府コロナ特例貸付事務センター 〒542-0065
大阪市中央区中寺 1-1-54 TEL : 0570-078-006



一般社団法人
福祉経営管理実践研究会

福祉現場の人たちと様々な専門家とが協働して、福祉現場の経営管理のあり方を研究する実践研(略称)です。(令和3年設立)

当誌63号でご案内させていただきました「実践研」の活動報告です。まだまだヨチヨチ歩きですが、現場の方や専門家の方も含め、多くの方が協働して、「福祉」の「経営管理」のよりよい「実践」を創出するための会として、少しずつ活動を積み上げています。昨年1月からの活動を報告させていただきます。(実践研会長 林 光行)

■ 全国大会の開催



中村秀一先生

昨年11月には、第一回定時社員総会及び全国大会を大阪で開催。大会では、(一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事長の中村秀一先生(厚労省の老健局長、社会・援護局長を歴任した先生です)に基調講演を賜りました。「社会福祉法人の課題」が主テーマなのですが、ご自身の経験を交えながらのお話しは、社会福祉の歴史を聞きながら、まるで先生の人生をお聞きするようで、一同熱心に聞き入ります。

その後、中村先生も含め、医療と介護の経営情報室の土屋敬三先生、(社福)六親会理事長の湯川智美様(経営協研修委員長)、(社福)みかり会理事長の谷村誠様(経営協副会長)、そして実践研副会長三宅由佳に林も含め、6人で実践研のこれからをパネルディスカッション。

この紙幅ではとてもお伝え出来ない充実した内容でした。そして参加された方は57人!「スカスカだったらどうしよう…」と心配していた会場はぎゅうぎゅう詰め。嬉しい誤算でした。終了後の懇親会も座る席がないほどの盛会で、なかなかお聞きができませんでした。

■ 講演・研修活動 昨年1月以降の主な活動実績は、次のとおりです(講座名等を一部省略しています)。

| | |
|-----------------|----------------|
| ・社会福祉法人の財務分析 | (R4.1 大阪府社協) |
| ・監事専門講座 | (R4.1 全国経営協) |
| ・事務職員講座 超初級編 | (R4.4 神戸市社協) |
| ・社福会計簿記 入門・初級講座 | (R4.6 大阪府社協) |
| ・社会福祉法人入門講座 | (R4.7 実践研) |
| ・社福会計簿記 中級講座 | (R4.8 大阪府社協) |
| ・社福会計簿記 初級講座 | (R4.10 実践研) |
| ・会計・財務入門講座 | (R4.10 福岡県社協) |
| ・会計・財務実務者セミナー | (R4.10 福岡県社協) |
| ・ゼロから学ぶ!社福会計入門 | (R4.6 大阪府社協) |
| ・社福会計簿記 入門・初級講座 | (R4.6 大阪府社協) |
| ・監事専門講座 | (R4.11 全国経営協) |
| ・月次決算の勘どころと経理規程 | (R4.12 大阪府社協) |
| ・自法人の定款と社会福祉法 | (R5.1 大阪府社協) |
| ・社会福祉法人監事研修 | (R5.2 広島県社協) |
| ・社会福祉法人の経営を考える | (R5.2 静岡西部経営協) |

書き出して「こんなに…!」と、驚きます。上の他にも副会長の三宅由佳の担当で兵庫県社協の社福簿記の

通信教育講座も実施しています。今年は、複数県にわたって通信教育講座を開催することになります。

■ 簿記テキストの出版他 この1年間で、次のような出版物を出すことができました。感謝です。



| 年月 | 出版物名 | 出版社等 |
|-------|--------------------------|------|
| R4.5 | 社会福祉連携推進法人 実務ガイド(会計編) | 実践研 |
| R4.6 | 社会福祉法人会計 入門テキスト | 実践研 |
| R4.9 | 社会福祉法人会計 簿記テキスト 初級編(七訂版) | 実務出版 |
| R4.11 | 社会福祉法人会計 簿記テキスト 中級編(七訂版) | 実務出版 |
| R4.9 | 社会福祉法人会計入門テキスト(2訂版) | 実践研 |
| R5.3 | 社会福祉連携推進法人の制度と会計実務 | 第一法規 |

また、今年は「社会福祉法 法令規則集」を出版し、入門テキストも3訂版を発行します。その他にも、職業会計人のための入門書の発行を予定しています。

■ 現在の会員 以上のような活動を続けた結果、次のように多くの方のご参加を得、「監事監査委員会」等の委員会が活動を始めています。(4月1日現在)

| | | | |
|---------------|-----|------|-----|
| 正会員 | 32名 | 特別会員 | 2名 |
| 個人会員 | 14名 | 賛助会員 | 1名 |
| (この他入会手続き中2名) | | 計 | 49名 |

会員には、大学の先生方もおられ、まさに多士済々。この会員の英知が結集したら、どんな素晴らしい成果が生まれるでしょうか。専門家も素人も、力を合わせて現場の実践に役立つものを生み出してゆくのだと思うと、ワクワクとします。事務局機能が弱いという課題を抱えながらも、多くの人たちの「できる」を少しずつ集めて、大きな成果を生み出したいと思います。



全国大会の会場風景



一般社団法人
福祉経営管理実践研究会

詳細は 実践研のHPをご覧ください

<https://fukushi-jissenken.or.jp>





寄稿

袴田事件を考える

コスモス法律事務所
弁護士 四宮 章夫 様

1 袴田事件の再審開始

令和5年3月13日付東京高裁の決定により、平成26年3月27日付静岡地裁(村山浩昭裁判長)の袴田巖氏(以下、敬称略)に対する再審開始決定が確定しました。再審公判ではほぼ確実に無罪判決が出されることから、無罪判決の宣告が予想されています。



これを全くの他人事と考える人も多いと思いますが、この事件は我国の刑事司法の後進性を象徴するもので、誰にでも、「無実の罪により30歳で逮捕され、78歳になる迄死刑囚として収監され、87歳になっても無罪宣告を受けられていない」という不幸に出会う可能性があるのです。それは貴方の御家族かも知れません。

2 袴田事件とは

袴田事件は、昭和41年6月30日に静岡県清水市の味噌製造会社の橋本専務宅で長女を除く一家4人が刺殺されて、放火され、金銭が奪われた事件です。

静岡県警は、昭和41年7月4日住込従業員で元ボクサーの袴田巖の部屋から極微量の血痕が付着したパジャマが押収されたと発表し、8月18日袴田巖を強盗殺人の容疑で逮捕し、以後18日間連続で合計206時間14分(1日平均11時間27分)取調べ、逮捕後20日目の9月6日14時間40分に亘る取調べで自白に迫り込みました。そして9月9日静岡地検は、袴田巖がパジャマを着て殺害行為に及んだとして強盗殺人罪、放火罪、窃盗罪で起訴しました。

殺害時に使用されたとされるクリ小刀と鞆たもとの不一致、入手先についての袴田巖と販売店側の供述の齟齬、犯行現場への侵入経路と脱出経路に関する供述の変遷等に照らすと、慎重な裏付け捜査が行われたとは思われず、また、事件当時長女はヤクザと駆落ちして勘当されていて、被害者らの死亡により遺産を単独相続する立場にあり、事故前日に橋本専務宅に立寄っていた等、長女夫婦は当初から犯人の可能性を疑われていましたが、捜査が及んだ形跡もありません。

静岡地方裁判所の第1回公判で袴田巖は起訴事実を全面否認、以後一貫して無罪主張を貫き、自白当時の状況について、「私は蓄膿症が悪化して、鼻で息ができな

いほど苦しかった。口でなければ息が出来ないのに、口を結べと言われ、眩暈めまいを起こして倒れてしまいました。もうろうとして頭を上げると、私の手にペンを持たして紙の上に誘導して名前を書かされ、指印を押された」と供述しています。

静岡地裁は、証拠請求された自白調書45通の内44通の任意性を否定(自白を強要された可能性がある)しましたが、起訴当日検事がそれまでの自白調書を総括するために録取した自白調書1通は採用し、裁判中(事件から1年2か月後)、工場の味噌タンクの中から発見された麻袋入りの血染めの「5点の衣類」と、袴田巖が橋本専務ら殺害後に着替えたパジャマから放火の際の油が検出されたとする警察庁科学警察研究所の鑑定等を根拠に、昭和43年9月11日、袴田巖に対して死刑判決を宣告しました。

逮捕当時、袴田巖はパジャマを着て殺害行為に及び、そのパジャマも発見されたと発表され、被告人の自白も符合していたのに、殺害時に着ていた衣類が公判中に別の「5点の衣類」に変わったのは何故でしょうか。

当初無罪判決を起案した左陪席裁判官ばいせきは、裁判長らの有罪の心証を崩せず、死刑判決に署名捺印することを余儀なくされたことを後日明らかにしています。

その後の控訴審と上告審のいずれも、袴田巖が殺害時着ていたとされる衣類は小さ過ぎて着用できず、ステテコには広い範囲で血痕が付いていたのに、被害者の血を浴びた筈のズボン裏側には鮮明な血痕は認められなかったこと等について、合理的な判断を示さないまま、一審判決を維持し、死刑判決を確定させました。

死刑囚に対する再審開始決定の確定は、36年ぶり、5事件目で、過去の4事件は、免田事件、財田川事件、松山事件と後述の島田事件で、いずれも無罪が確定しています。

3 冤罪の連鎖

かつて静岡県では冤罪事件の連鎖がありました。



右陪席 裁判長 左陪席

既に再審無罪となったのは島田事件であり、死刑判決が確定前に上訴審で覆ったものもあります。

《島田事件》 昭和29年3月10日に静岡県島田市で発生した幼女誘拐殺人、死体遺棄事件であり、最高裁で昭和35年12月被告人に対する死刑判決等が確定し、静岡地裁が再審開始を決定したのは昭和61年5月30日、

決定が確定したのは昭和62年3月、無罪判決が得られたのは平成元年1月31日です。

当初の死刑判決の確定は、警察官^{くればやし}紅林麻雄(昭和の拷問王とも言われた。以下、「紅林」と言う)の拷問による自供調書と東京大学教授古畑種基(東京大学教授の法医学者ですが、本件の他、昭和52年弘前事件、59年財田川事件と松山事件について作成した鑑定書の内容が後日否定されました)の鑑定書等が根拠でした。

《^{ふたまた}二俣事件》 昭和25年1月6日静岡県二俣町で夫婦と長女及び次女が殺害される二俣事件が発生し、被告人が同年12月27日静岡地裁で死刑判決を宣告されましたが、昭和28年11月27日最高裁は原判決と一審判決とを破棄、事件を一審に差戻しました。昭和31年9月20日静岡地裁は無罪判決をし、昭和32年11月東京高裁の控訴棄却判決により無罪が確定しました。

この事件では最初の一審で被告人の取調べ状況に関する警察官証人が、紅林による拷問を告発しましたが、検察庁はこの証人を偽証罪で逮捕し、「妄想性痴呆症」との鑑定を採り、拷問の事実を隠匿しました。

《^{さちうら}幸浦事件》 昭和23年11月29日静岡県幸浦村(現袋井市)のイモアメ製造業者の一家4人が姿を消す幸浦事件があり、紅林の指揮の下に捜査が行われ、被告人らが昭和25年4月27日静岡地裁で死刑判決を宣告されましたが、最高裁は昭和26年5月8日高裁判決を破棄して差戻し、東京高裁は昭和34年2月28日強盗殺人及び死体遺棄について無罪判決をし、昭和38年7月9日最高裁の上告棄却により無罪が確定しました。

《^{おじま}小島事件》 昭和25年5月10日静岡県庵原郡小島村(現静岡市清水区)で飴製造業者の妻が撲殺されて2500円が奪われた小島事件で、同じ村の被告人が紅林らに逮捕され、昭和27年2月18日静岡地裁は無期懲役の判決を宣告しましたが、昭和33年6月13日最高裁で原判決破棄差戻され、昭和34年12月2日の東京高裁の無罪判決が確定しました。

4 冤罪の背景

もちろん、他県でも冤罪は発生します。私も、津地裁四日市支部の裁判官として、四日市青果商殺人事件(昭和50年4月2日三重県四日市市内の県道に停車中の車から多数の刺し傷のある男性の遺体が発見され、85万円が無くなっていた事件)の裁判に関与しました。

唯一の証拠とされた自白調書の証拠能力を否定し、

昭和53年5月22日に無罪判決が宣告され、判決は一審で確定しました。その事件の右陪席は、^{たこしま}蛸島事件(昭和40年の冤罪事件)で昭和44年6月3日金沢地裁七尾支部が宣告した無罪判決に関与した裁判官であり、その判決も一審で確定しています。



所轄警察署の当時の事件の筋読みの乱暴さや初動捜査の稚拙さも顕著でしたが、刑事訴訟法第193条は、検察官に、巡査部長以上の階級の警察官に対する一般的指揮権等を付与していますので、検察官には、警察官の捜査方針や捜査方法を常にチェックし、適正な捜査、裁判の実現のためその権限を行使する義務があります。また、検察官には公判維持できない事件を不起訴にする義務もあるのですが、冤罪事件では、そうした職務上の責任が果たされていません。

また冤罪事件の一連の有罪判決は杜撰に過ぎ、重責を自覚しない裁判官によるものと言う他はありません。

5 再審法制の改革について

我国の刑事訴訟法435条は再審理由を非常に狭く規定し、かつ、関連する条文も18条しか存在しませんので、日弁連は再審法制改正の提言を発表しています。その中でも、緊急に必要なのは次のような制度です。

まず、再審理由の合理化が必要です。現行法では再審開始時に請求者に対して厳格な証明を求め過ぎており、再審は非常に狭き門となっています。

次に、証拠開示、つまり検察官が持っている証拠を全て明らかにする制度の導入が不可欠です。検察の手中にある捜査の成果は、有罪を確保するための手段ではなく、正義がなされることを確保するための財産です。これまでの我国の再審の歴史に照らしても、再審理由を証明する証拠は、検察官が収集し、被告人側に秘匿していた物の中に存在することが多く、この現状は著しく正義に反すると私は考えます。

裁判所の再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁じる必要もあります。検察官の不服は再審の裁判の中で争えば足りることであり、フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス等欧米では再審開始の裁判に関する検察官上訴を封じている国が少なくありません。

※紙数の関係で註を省略しましたが、『ウィキペディア(Wikipedia)』と判例検索を御利用頂ければ幸いです。



寄稿

袴田事件の報道で、発達心理学者の浜田寿美男先生(奈良女子大学名誉教授)を思い出しました。5年前、先生からのお便り(56号掲載)には、半世紀ぶりに開示された袴田事件の取調べ録音テープの分析をされたとありました。先生は、狭山事件や甲山事件など多くの供述分析をされ、「袴田事件の謎(岩波書店)」等著書が多数あります。ご了解を得て先生の寄稿文を一部割愛の上掲載します。

「冤罪57年の重み」をあらためて思う

2023.3.13

～自白を正確に読み解く眼さえあれば大冤罪は防げた～ 浜田 寿美男 様

今回の裁判所の決定を受けた直後、袴田ひで子さんと電話でほんのわずか言葉を交す機会を得た。「よかった! でも、57年ですよ、あれから」の言葉が重い。

清水市の味噌製造販売会社で専務宅一家四人が刺殺され火を放たれる事件が起きた。1966年6月30日の未明である。49日後に袴田巖さんが逮捕され、連日長時間の取調べにさらされて、自白に落ちた。それが9月6日、3日後の9月9日には起訴。その後裁判が始まり、翌1967年の8月31日に、のちに問題となる「5点の衣類」が味噌樽から発見される。それを受けて検察が冒頭陳述を訂正して、1年後の1968年9月11日、第一審裁判所は袴田さんに対して死刑判決を下した。

いま、あらためて考えてみれば、この最初の2年余りの間に、本件再審で問題となった全「証拠」は、検察をはじめとする法実務家たちの手の内にすでにあった。これらがすべておもてに出て、裁判所がこれを正確に判断さえしていれば、袴田さんがこんな泥沼に沈みつづけることはなかった。

再審は「新規にして明白な証拠」が明らかになったところではじめて開かれるものであるかのごとくに人は言う。

しかし、もともと袴田さんを死刑にした判決そのものが間違っていたのである。たとえば、自白。たしかに袴田さんは自白に落ち、「自分がやった」という犯行筋書を語る45通もの自白調書があった。しかし、この自白そのものが、およそ本件犯行をやった人間のものとは言えない。これを正確に読み解く眼さえ持っていれば、とっくの昔に、この大冤罪は防げたはず……。

事件発生から数えて57年後の2023年3月13日、裁判所は再審開始決定に向けて、ようやく最後の一步にまでたどり着き、「証拠の捏造」の疑いを口にするに至った。ただ、思えば、それらはすべて、最初の2年余りの第一審の審理で暴露されてしかるべきものではなかったか。

事件当時30歳だった袴田巖さんは、いまや87歳。死刑確定囚として長く拘置所に囚われ、いまや獄外にあっても、声を上げて自らの無実を主張しない。

(市民環境ジャーナル特別寄稿)

なぜ無実の人が自白するのか。まず「浜田寿美男氏: 録音テープが物語る袴田事件の真実(YouTube)」から…。

直接的肉体的暴力で自白したわけではないんです。

ではなぜ、やっていないのに自白してしまうのか。

普通だと、聞いてくれない相手に「もうけっこうです」と離れられる。が、取調べでは逃げる訳にはいかない。

もし自分が犯人であれば、「やってません」と言って、聞いてくれなくても当然。納得ですよ。

でも、自分が無実で、分かってくれるはずなのに分かってくれない。それが延々続いた時どうなるのか…。

その辛さ…はなかなか想像できないでしょうが…。

袴田さんは一所懸命真面目に答えている。ちゃんと答えようとするけど言う言葉がなくなって黙り込んでしまう…。最後はどうしようもなく落ちてしまった…。

犯人だと決めつけられ、長時間の取調べを受けたら誰でも虚偽自白をしてしまうかも知れないと思います。

「早く犯人が捕まってほしい」。痛ましい事件が起きた時、テレビ取材に決まって答える住民の声です。その後連日のように捜査の進展を追う報道が続き、私たちもまるで探偵になったような気分で「一体誰が真犯人なのか…」を推理したりします。

袴田さんが逮捕された日の某新聞を見ると、袖見出しに「身持ちくずした元ボクサー」とあり、もう犯人だと思わせる記述が続いています。他紙も同様でしょう。

自白した日には「逮捕されて20日目、発生から69日ぶりで事件は解決した」「(県警の)ねばり捜査の勝利」とあります(2023.3.24 毎日新聞「本紙報道を検証」)。

拷問王と称された某警部の薫陶を受けた当時の県警の責任は最も重いでしょう。検察官や裁判官、警察の捜査情報を逸早くキャッチしたい報道関係者にも重大な責任がありますが、「逮捕されたら犯人」と思う私たちも冤罪に加担しているのかも知れません。(林 幸)



寄稿

ロシア・ウクライナ考察
元衆議院議員／大阪日口協会参与
熊田 篤嗣 様

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から1年のタイミングで、知人の大手新聞元モスクワ支局長がウクライナを訪問してきました。彼の話を聞くと、多くの犠牲者が出て生活は破壊され、出口が見えない状況の中であえぎながらも、それだからこそ強い決意で、自国の独立を守り抜こうというウクライナの方々の様子がひしひしと伝わってきました。

特にブチャでの虐殺は象徴的なものとして取り上げられますが、このようなことがロシア占領地各地で行われたと思われます。このようなロシアの行為は当然、人道的にも国際法的にも許すことはできないものであり、国際政治の挟間で罪なき人々の命や暮らしが奪われていくことは、何があっても許されるものではありません。しかし、このことを大前提としながらも、同時期にお話を聞いた日本在住のウクライナ人の方は、ゼレンスキー大統領の政治手法に対し批判的で、プーチン大統領の考え方に理解を示していました。

◆ ウクライナの西と東では背景が大きく異なる

何故このような違いが生まれてくるのでしょうか。そもそもウクライナは、東部はかつてロシア帝国の支配下にありロシア正教の影響が強く、西部はポーランド・リトアニア公国やハプスブルク家の支配下でカトリックの影響が強いエリアでした。それ故に、第二次世界大戦の折には、西部はナチスドイツと協力してソ連と戦った地域でもあるのです。ちなみにプーチンが主張する「ウクライナの非ナチ化」という表現はこの辺りから出てくるものではないかと思えます。

ウクライナは、西と東でこれくらい背景が異なる国でもあるのです。そしてウクライナの政治も、決して一枚岩ではありませんでした。ゼレンスキー政権発足時も、和平追求派と右派民族主義者につながるグループが存在し、主導権争いをしていたようです。そしてこのような背景を持ちながら、ウクライナはNATO加盟を志向していくことになったのです。

◆ プーチンはNATOとの関係強化を模索していた

しかし、プーチンとしては、このウクライナのNATO加盟だけでは何があっても認めることはできなかったでしょう。意外かもしれませんが、そもそもプーチンは、

2000年の大統領就任直後にはNATOとの関係強化を模索しています。ライス米務長官の回顧録によると、プーチン大統領は2001年の6月に「イスラム国際テロ組織の動きが怪しいので注意しろ」との警告をアメリカに伝えました。その3か月後に9.11の同時多発テロが発生しています。チェチェン問題を抱えていたプーチン大統領は、アメリカと一緒にテロ対策をしていこうと呼びかけたのです。

さらにその翌年の2002年5月にはロシアはNATOの準加盟国になったうえ、ウクライナの将来のNATO加盟について聞かれたプーチン大統領は「ウクライナは独立国だ。自らの平和と安全保障の道は自ら決める」とまで述べています。



◆ アメリカの答えは・・・

これに対するアメリカの答えが、2002年6月の弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約からの脱退でした。これによって核兵器のバランスが崩れることとなります。さらにそれに続いて、2003年のグルジアでのバラ革命以降から始まる、旧ソ連圏のカラー革命が起こっていくのです。これによってプーチンは西側に裏切られたと感じ、それが今回のロシアによるウクライナ侵攻の伏線になっていったものと思われます。このような背景があるうえに、実際に両国ともに多くの貴重な人命が失われることで、問題解決への道のりはより難しいものになっていると感じます。

◆ ゴルバチョフ氏の言葉

ロシア・ウクライナの歴史や暮らしの中に身を置いたことのない者として、軽々しい解決策を述べられないので、最後は [1] ゴルバチョフ財団が昨年の軍事侵攻2日後に出した声明、及び [2] 2017年のゴルバチョフ氏の回想録の一節で本稿を締めくくります。

[1] ウクライナでのロシアの軍事作戦に関連し、一刻も早い戦闘行為の停止と、早急な平和交渉の開始が必要だと表明する。世界には人間の命より大切なものはなく、あるはずもない。相互の尊重と、双方の利益の考慮に基づいた交渉と対話のみが、最も深刻な対立問題を解決できる唯一の方法だ。我々は、交渉のプロセスの再開に向けたあらゆる努力を支持する。

[2] ウクライナ国民にとって必要なのは、民主的なウクライナであり、ブロックに属さない(中立化した)ウクライナであると確信している。

ひとひと 「乾燥地林の研究は“面白い”が原点

岡山大学名誉教授 吉川 賢 様



今回は、『森林に何が起きているのか』を上梓されたばかりの吉川 賢さんにインタビューしました。吉川 賢さんと私(林 幸)は小・中・高の同期。高津高校地歴部のお仲間たちも同席、昔話に花が咲いたり、話題は多岐に渡り、3時間があっという間でした。その一部をご紹介します。ぜひ著書もお読み下さい。(税理士 林 幸)

中3で同じクラスでしたね。ご自宅はどこでした？

上本町8丁目。当時は越境入学の子が多くって、ランドセルに定期を下げてるのを見て、電車通学したいなとずっと思ってた。高2で引越して夢が叶ったら、不良になったような気分やった(笑)。

高津高校で地歴部に入られたのは？

1年の始めのクラブ勧誘の時、「ちょっと見においで」と言われて行ったら、部長の能川さんがすごく熱心で…(笑)。だけど、広島県吉和村や高知県吾川村へ行って、山村の暮らしについて、聞き取り調査の仕方とか教えてもらって、フィールドワークは面白いなど。

僕にとって地歴部は、研究の原点で、その仲間は奇跡の友人たちです。



1965年 地歴部顧問の先生と仲間たち

大学は農学部林学科。かなりマイナーな分野でした。3年生で分属したのが造林学。卒論はスギの苗木の成長に日照時間の長さが与える影響を調べるもので、施肥量と日長を変えた108個のポットの重さと中の苗木の長さを1年中はかり続けた。煩惱をはかっていた(笑)。データを分析し出したらものすごく面白かった。ずっとうこうして、森林のことを調べたいと思って大学院は京大の森林生態学研究室へ進みました。

大学院では何を研究されたんですか～

マツノシラホシゾウムシというマツの形成層を食う虫の生態を調べました。当時は西日本のマツ林がほとんど全滅しそうな勢いで枯れていた。北米から侵入したセンチュウをカミキリがマツからマツに運んでマツ

を枯らす。枯れたマツが増えるとカミキリと一緒にゾウムシも増える。そしてセンチュウとタッグを組んでマツを枯らせるようになったカミキリと、そのおこぼれに与るゾウムシの間に面白い駆け引きが起こる。専門的には穿孔虫類の群集構造とその大発生時の変容。初めての論文(英文)が出た時はうれしかった…。

就職や結婚は～？

高知大学に講師で就職できたのは33歳。大学院の間は奨学金で何とか暮らせたけど、5年間のオーバードクターの間は大変だったね。30歳で結婚して…しばらくは養われてたので今でも頭が上がりません(笑)。

学位論文をまとめた後の研究は？

京大の教養の実験助手や塾の講師などのバイトをしてた時、砂防学の実験の手伝いに行った。その時、小さなヒーターと温度計を幹に差し込んで、大きな木の樹冠から出ていく水の量を推定できるというのは新鮮な驚きだった。「このデータを分析させてもらいたい…」と頼んで、蒸散量と樹液流速の関係性を論文にまとめた。高知大にも測定機があって、マツの蒸散量を推定して、枯れそうなマツしか食べないゾウムシが、弱ったマツを探し出す方法を見つけようと思った。

乾燥地の研究を始められたのは？

しかし、一緒に樹液流速を研究してくれる人がいなかったんで、6、7年は虫と樹木生理を両方研究してた。で、カナダの国際学会で発表した帰り、サンフランシスコの空港で妻が、「いつまでも2足の草鞋履いてると、どっち付かずになるで。どっちかに決めんとこの飛行機に乗らへん」と言い出した(笑)。で、そこから、樹木の生理生態学に絞って研究を進めた。

すると、例の砂防学の先生から声がかかって、中国の毛烏素沙地で乾燥地の樹木の水収支を測ってみるかって。二つ返事で「行きます」って。そして初めて行った乾燥地に惚れ込んでしまった。そこからやね、乾燥地の研究が始まったんは…。

🍂 それから砂漠の緑化に取り組まれたんですか？

よく間違えられるけど、砂漠の緑化というのはありません。乾燥地で緑化ができるのは、乾燥地の中の砂漠以外の所。元々植生があったのに、人間の活動などで砂漠のような状態になるのが砂漠化で、そういう砂漠化した土地に元の植生を取り戻すのが砂漠化対策としての緑化。サハラ砂漠を緑にすることはできません(笑)。

🌴 海外に行かれたのは緑化のためではないの？

乾燥地の樹木の水収支を調べていくと、樹木が乾燥ストレスに対抗するために進化させたいろいろな形質が分かってきた。その多くは湿潤な環境では見られないような特性で、興味が尽きない…。

樹木生理生態学というのは聞き慣れない学問分野だと思う。個体の生理特性と、生態系の特性を繋ぐ分野。例えば、一本の木の蒸散量が周囲の木とどんな関係で決まっているのかを調べる。その研究成果を乾燥地の緑化技術の開発に応用したいと思ってきた。僕自身が植林・緑化に取り組んでた訳ではないよ(笑)。

👉 1年の半分は海外に行ってらしたのでは？

いやいや最大100日程度。一番よく行ったのは中国とサウジアラビア、そしてモンゴル。訪ねた国は50か国を超えたし、海外にいた日数は通算6年以上になるかな。こんなにいろいろなところへ行ったのは、地歴で知らん所へ行く面白さを教えてもらったからやと思う。

🌍 多くの国に行かれて思っておられることは？

ほとんどが研究なので、現地の樹木の測定が中心だが、やっぱり現地の人たちの人柄や文化に大きな興味を持ってしまう。せやけど、僕らは、ドイツ人とフランス人の違い…会ってもいないのに知ってるわけ。でも、スーダン人とエジプト人、ベトナム人とミャンマー人の違いを知らんね。我々の知識はものすごい偏ってる。そんな偏った知識を持ったまま海外へ行くと、日本との違いばかりに注目して、その国の特異なところになかなか気がつかない。

日本と比較しないで現地の文化を知ることが大事で、目の前のものをどれどれと触ったり、嘗めたりする「どれどれ精神」が欠かせない。そして、戻ってきて、ちゃんと勉強せんとあかん。知識を整理してみると、あっそうかと腑に落ちるところもあるし、余計分からんようになることもあるけど(笑)。そこがおもしろい。分からんまま納得するのも海外調査の醍醐味やと思う。

📖 『森林に何が起きているのか』を書かれたのは？

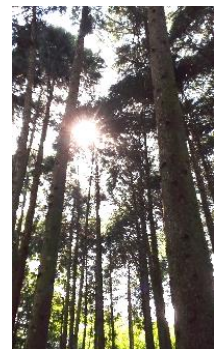
環境問題に関心が高い人たちに、日本の森林のことを危機感を持って理解してもらいたいと思って書きました。樹木は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、樹体内に長期間貯蔵する。若齢で生長している間はどんどん炭素を蓄積するが、老齢になるとその機能が低下し、大気中の二酸化炭素の削減に寄与しなくなる。木材を利用し、植林すればまた炭素の蓄積が始まるんだけど…。

🌳 日本では木が潤沢にあると聞きました

そう。日本には生長量、つまり森林の利子だけで日本が1年間に使う木材を全部まかなえる森林がある。

しかし、今使ってる木材の7割は輸入品。輸入品のほうが安いから折角の森林が利用されてない。今は伐れないから植えられない。植えないから若い森林がなく、炭素の吸収が進まない老齢な森林が増える。日本は人も山も少子高齢化で老人ばかりになっている。

森林を利用する林業を復権させなあかんし、そのために、どんな森林を作り上げ維持するのかを考えるとあかん。この本がそんなことを考えるきっかけになってほしい。



🦺 コロナの影響がありましたか？

それはあったね。時間ができたので書きためたものを本にすることができたのはよかったけど、海外調査がすべて止まってしまったのは困った…。若い時と違って残された時間が少ない(笑)。やっと海外に行けるようになったので、体力の衰えと戦いながら、新しいプロジェクトでモンゴルやインド、東南アジアに近いうちに出かける予定…。

🏃 ますますご活躍ですね～

調査は頑張るけど、僕はこれからエッセイストになるんや！(笑) 乾燥地の暮らしや文化を紹介したいなあ。年に4回発行の雑誌に連載を始めたので、終わるのは10年ぐらい先になりそう(笑)。

- 吉川賢さん(岡山大学名誉教授)主な著書 -
 ◇森林に何が起きているのか-気候変動が招く崩壊の連鎖(中公新書、2022.12.25) ◇乾燥地林-知られざる実態と砂漠化の危機(京都大学学術出版会、2022) ◇砂漠化防止への挑戦-緑の再生にける夢(中公新書、1998) ほか



心理学実践基礎講座 感想



シェアリングレターの第64号で紹介させていただいた「心理学実践基礎講座」。「第1期」の講座を開催しました。心が温かくなったり、素直な自分を取り戻せたり、時には一緒に悩んだりした3か月。受講後の修了生の声に耳を傾けてみてください。第2期開催は5月3日(祝)～5日(祝)です。ぜひご参加ください。

🌸 自己への気づき、自己と他者が作り出している関係への気づきが多くありました。中でも「時には力を抜くことも大切」という気づきは、今後自身を守ることに繋がると思いました。



また、聞いて学ぶのではなく実践を通じて学ぶということがよくわかりました。そして、得たもので特に大きかったのは、私の中で学んだことが今後も継続するということなのです。振り返りを継続し、得た価値に気づくことで、さらに次のステージに上げていけるのではないかと思います。

山本 剛史 様

🌸 「こうあるべきだと他人に押し付けてはいけない」と思ってきました。そして、僕は観念を持っていないつもりでしたが、それも観念だということに気づきました。他人にどう見られているかばかり考えて、人の目がとても怖かった僕ですが、他人はそれほど人のことを気にしていないということや、自分は不完全でもいいんだと考えられるようになり、自分の言いたいことを少し言えるようになりました。すると、相手のことを考える余裕もできてきました。

健全な会社経営こそが僕の目的です。お客様とも従業員とも幸せな関係をつくり、ひいては、それが利益につながる。そして、社会貢献になればと考えています。

樋原 明德 様

🌸 3か月間の講座で気づいたことは、私は、自分自身でやり遂げなければならないという思いが強いあまり、人に頼ることができなくなっていたことでした。

ではなぜ、人に頼ることができないか、それは母との関係やこれまでの人間関係にあるのだと気づきました。

特に、最近気づいたのは、人を頼って、人を当てにして、断られることや困らせてしまうこと、そんな簡単なこともできないのかと思われること等、自分が傷つくことが恐いのだということです。

そのため、関係性にバリアを張り、安心できる友人たちにしか、心の内は見せないようにしてきましたと思います。



今回受講し、少しは人に頼れるようになったと感じています。現在、起業に向けての準備中ですが、さまざまな人に相談をしたり考えを話すことで、計画の幅が広がり、何より感謝の気持ちが自分自身の心をととても豊かにしてくれることを体感しました。

心の内をうまく伝えたり、話す勇気はまだないかも知れませんが、しかし、少しずつ、人に頼ってもいいこともあると思うようになった自分と、それを実践できた自分がいます。今は、そんな自分を受け入れたいと思います。ありがとうございました。

加森 とし恵 様

🌸 受講目的は、以前受けたセミナーから22年ほど経って、自身がどのように変わっているかを自他の視線から気づくと面白いだろうなあでした。現役の会社員も卒業し、余裕を持って受講できるだろうと思っていましたが、実際の受講では、必死で心と頭を総動員することが多かったです。

講座を通じて感じたことですが、やはり先生方の人間力がとても大きく、お蔭さまで最後まで全員が喜んで参加できたのが最高でした。

大野 保博 様

🌸 心理学って何だろう？アドラーって？との思いでこの講座に参加しました。初日、講座が始まった時、経営基礎講座の「人の話を聞いてその人に代わって発表する」のを思い出しました。それが苦手な私は、すぐに拒否反応を起こしました。そして、それこそが「講座とは先生が居て教えてもらう」という観念があったからだと後から気づきました。

そんな中、自分の特性についての発表を聞いた時に「えっ。それって私にもある」と思い、やっと私はこの心理学で学ぶべき「自分の観念とは？特性とは？それを理解してよりよく生きていくには？」を考えるようになりました。そして私に観念や特性があるならば他の人にもきっとあると思うようになり、今までとは違った目で人を見ることが出来るようになりました。



また、「私にとって仕事とは？」と深く考えるようになりまし。これまでは「働かざる者食うべからず」の母の教えのままに、とにかく働いてお金をもらうことに満足していただけでしたが、今の仕事が私の特性に合ってるのだろうかと思うようにもなりました。

1年後にまだ保育士をしているのか、他の仕事をしているのかはわかりません。でもどんな状況であっても、自分の責任としてなぜこの仕事をしているかを明確に答えられるような人でありたいです。

究極は、死ぬ時に良い人生だった幸せでしたと思えるような生き方がしたいと思います。

山藤 美枝子 様

🌸 感動的な3日間でした。

誰に強制されたわけでもないのに、いつでも判で押したように、染みついた自分の観念を発動して物事に対処してしまい、自分で生きにくくしていることに気づきました。



この講座を通じ、多くの新しい方と出会え、温かい関係を築けつつあることが嬉しいです。この講座だからできたのかも知れませんが、正直に言うことが何より大切だと気づきました。先生方、支えて下さった方々、本当に有難うございました。

山本 敦子 様

🌸 私は普段、自分が思っていること・考えていることを他人に話さないのですが、この講座では安心して仲間に話せました。そこで、今まで気付いていなかった自分の観念を強烈に認識しました。それは自分が批判的精神を持っていることです。

私は子どもの頃から、学校の先生や目上の人には「意見を言うてはいけない」と思っていました。内心では批判的精神を持っていても、人には見せないよう隠し、そのうちに批判的精神を持っていることさえ忘れていました。だから「何故、自分は上司の指示が素直に聞けないんだろう？何故、自分の意見や考えを話せないんだろう？」と内心と行動のギャップに苦しんでいました。

これからは、自分の感情を否定したり隠すのではなく「私はこういう考え方を持っている」と冷静に受け止めればいいんだと思いました。

島山 晶太朗 様

🌸 講座が始まって2日間は、その場の人全員に対して反抗心の塊のようだったと今となってはそう思う。

3日目からは徐々に心が開いていき、居心地が良いと思えるほど安心できる場となる。その時々気づきに関しては多すぎるので一つに絞ると「最大の敵は自分自身であり、最大の味方は自分自身である」。これを再認識できたことが、自分にとって成果は上々だったと感じる。気づきの部分や様々な人の心の温かみに触れたこと、それらも自身に意識付けをしていかなければ忘れるだろうと講師は仰る。なればこそ継続していくために、今後も何らかの形で今回のような場に携わっていきたいと思う。

太田 舜祐 様

🌸 どんな講座だろうと気になっていました。でもいざ応募する段になると、以前受けたセミナーで次々起きた感情を思い出し、悩みました。でも今度は落ち着いて受講でき、一緒に受講している方々の真摯な姿に励まされ、少しずつ自己開示をすることができ、すると貴重なフィードバックが頂けることを実感しました。

皆様に感謝です。

赤木 薫 様

🌸 講座を受講して、今までは気づかずに、そして蓋をして過ごしていたことに目を向けて、その原因に目を向けたり、素直な気持ちを受け止めたりする時間を持つようになれたと思います。



また、今回の講座で、会話の大切さを改めて実感しました。友人ともメールやLINEで済ませることが多く、直接会話することが減っています。これからは、相手のことを知り、自分のことを知ってもらうため、友人と会う機会を増やしたいと思います。

高橋 敦子 様

～ 心理学実践基礎講座第2期 ～ 心理学実践基礎講座の仲間になっていただける方を募集しています。

◆第2期日程◆ 心理学実践基礎講座は、《メイン講座》と《フォローアップ》で構成されています。

《メイン講座》 2023年5月3日(祝)、4日(祝)、5日(祝)の3日間

《フォローアップ》 2023年5月14日(日)、6月11日(日)、8月6日(日)

◆参加費◆ 6万円(分割制度あり 要相談) ◆お問合せは 林 ゆきまで → yuki@share.gr.jp

～心理学実践基礎講座は、人生をより豊かに幸せに生きる能力をつけるための心理学に基づいた講座です～

林OF事務所旅行

6年ぶりの事務所旅行！！今年からシェア税理士法人となり、林事務所としては最後の旅行でした。2022年10月8日～9日、秋の京都へ。美味しいものをお腹いっぱい食べ、アクティビティ満載の旅に4人の子も達と参加しまし



た。ドキドキワクワクそして笑い、感動ありの旅行記をお届けします！！ (友永 歩美)

《 トロッコ列車、京馬車に乗って亀岡へ 》

ポッポーッと大きな音を立てる赤と黄色のトロッコ列車に乗り亀岡市へ。ビルばかりの景色と違ったシチュエーションにワクワク！はじめは緊張していた子ども達も自ら職員の横に座り徐々に打ち解け始めます。私は、いらんことをしないか言わないか、内心ヒヤヒヤです(笑)



トロッコから降りるとすぐに京馬車の大きな馬が2頭待っていてくれました。間近で見る馬はとても力強くただただ圧倒！人間の指示に従いお尻を叩かれ山に登る馬の姿を見て少し心が苦しくなったのは内緒です。

亀岡では大きな庭園のあるお屋敷での豪華な懐石料理をいただきました。自己紹介では好きな動物を各自発表！先程乗った京馬車の馬が印象的だったようで終始、馬ネタで盛り上がり大笑い、普段関わることが少ない職員の人となりも知ることができました。

《 保津川下り・ラフティング 》

昼食後、景色を楽しむ保津川下りチームと自然を楽しむアクティビティチームに分かれて川を下りました。

私たち親子はアクティビティチームを選びました。ラフティングとは、ゴムボートに乗りパドルを使って川を下るスポーツです。途中、岩場から川へバジャン！とドキドキダイブ！寒さと怖さで躊躇する母を横目に、子ども達は次々と飛び込みます。好奇心旺盛な姿に、いつの間にか勇気ももらったのは私でした。10月だったので水温は少し低めでしたが、山々の間を勢いよくザブーンと川を下る体験は何にも代えがたい宝物になりました。



《 京懐石の夕食 》

夜は京都市内へ移動し、老舗料亭「六盛」で美味しい京料理とお酒をいただきました。最初の緊張はどこへやら？子ども達はもうすっかり事務所の一員になったかの様子。私のヒヤヒヤは増すばかり。あちらこちらで会話も弾み笑いが絶えませんでした。



次々と運ばれてくる旬な食材と色とりどりの料理に感動！初めての松茸に次男は「松茸としめじ何が違うん？」と大人の味がわからなかったようです(笑)

また普段は話す機会が少ない違うフロアの職員とも旅行を通してたくさん話しをすることができ、心の距離もぎゅっと縮まったように思います。

最初は「初めまして」同士だった子ども達。帰りには「また会おうな」とハグをしたり、旅行中にたくさん面倒を見てくれた職員と手をつないで帰宅する後ろ姿を見て、じ〜んと心の中が温かくなりました。



《 リアルの大切さ 》

コロナ禍で、出かける機会も顔を合わせる機会も少なくなっていたこの時期、実際に同じ場所で同じ時間をシェアすることは、オンラインでは味わえないとでもありがたい経験でした。3年近く我慢し窮屈な思いをした子ども達にも良い思い出となり、みんなの心にリアルに残る楽しい旅行になりました。

《感想》今回初参加の私は、企画から携わりました。大変なところも、もちろんありましたが、みんなが喜んでくれたり、「ありがとう」の言葉をもらうたびに、「やってよかったな」と思いました。子ども達も貴重な経験ができ、事務所職員と交流することで「お母さんはいつも素敵な仲間達と仕事をしているんだな」と感じたと思っています。帰りの電車では私も子ども達も遊び疲れて寝てしまうくらい楽しい時間を過ごしました。帰宅してすぐに、次男は「次はどこ行くん？」と早くも次の旅行の参加表明をしておりました(笑) 次の企画も頑張るぞ！！

読者の皆様からのお便り



いつも素晴らしいシェアリングレターを恵送賜り有難く存じます。貴誌の始まりが1992年3月であったとのこと。その名の通り、内容が幅広く他方面にシェアされていると感じておりました。先生ご夫妻の人生観がにじみ出ていると存じます。「愛の賛歌」の主語「アイ」は、誰を想像するのか、想像すればいいのか、意味の深い詩であるように感じました。法人名も引き継がれるとのこと。益々のご発展をお祈りいたします。

自由人 小原 靖夫 様

シェアリングレター第64号をお送りいただき有り難うございます。30年前に創刊されたとのこと、これまでお忙しい職務のなか、長きにわたって発行し続けてこられたこと、その熱意と頑張りに敬服いたします。

ある英和辞典では、Shareは『<人が> <利害・仕事・感情・情報・考えなど>を<人と> (公平に) 分かちあう』とあり、また、巻頭言の結びに「私たちは父母が分け与えてくれた命・・・お互いにShareして生きている」。



全く同感で胸を打つものがありました。

川西市 林 煥 様

21世紀こそ平和な世紀にと願ってから、早20年以上が過ぎ、平和も民主主義も大きく揺らぎ、核戦争の脅威すら覚えます。日本でも暮らしがこんな大変なのに、大軍拡・大増税?! 武力で平和は作れない。憲法9条に基づく平和外交と、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に批准することが日本の役割だと切に思います。

ECCジュニアを始めて7年、充実した毎日を送れるのも平和なればこそ。昨年墓じまいを済ませた実父母を始め、戦争は二度としてはならぬと語っていた先達の想いを次世代に引き継ぐため、平和を守り、政治を変えるため再始動しなくてはと気合を入れ直しています。今年も大変な年になりそうですが、悔いのない一年を過ごしましょう。

尼崎市 大園 篤子 様

日本、この国に明るい未来はあるのでしょうか。様々な分野での国際ランキングの低下には、目を覆うばかりです。日本の低迷は、GAF Aと呼ばれる新しい企業群や、その予備軍と目されるユニコーン企業(評価額10億ドル以上の未上場企業)が生まれなかったことが原因とされます。それらのほとんどはサービス産業であり、そのユーザーは7割が女性とされています。

現在日本企業の上層部は中高年の男性ですが、日本の経済を支えていると自負する彼らに、女性の欲するものが分かるでしょうか。ヨーロッパで、クォータ制など女性の地位を引き上げようと必死になっているのは、人権だけの問題ではなく、経済構造の変化に対応する為でもあるのです。

出口治明氏は、日本低迷の根本原因を、女性の社会進出の低さ、ダイバーシティ(多様性)がない、勉強する時間がない、その三つにあると言われています。日本の大学・大学院進学率は、OECDの平均よりも低い。社会人になれば、ヨーロッパと比べると500時間も多い2,000時間労働で、勉強する時間、体力、気力は失われる。この国に希望はあるのでしょうか?

大阪市 千田 祥三 様

毎号多様な情報を得られるのは何より嬉しく、中でも初めて接する分野の記事は楽しく勉強になります。

心理学に関する記述は門外漢の私は興味深く拝読、未知な学問でしたが、臆気ながら心理学の学域の端緒を見つけられた気がし、新しい知識を得る事が出来て感謝しています。令和に改元され4年、バブル崩壊後の諸課題を何も解決出来ず、失われた平成の30年から各種の格差拡大・人(減少・高齢化・少子化)に関わる諸問題等多種多様な難題を持ち越し、さらに汚点だらけの五輪の後始末、温暖化による自然災害の具現化、旧統一教会問題や国葬の是非、国際的にはコロナ流行、ロシアのウクライナ侵攻、世界同時インフレ、食料・エネルギー等グローバル化の負の部分が顕在化して来ました。

これらの負の遺産を次世代に残すことのないよう、令和中に解決の目鼻だけでもつけたいものです。

元柵毎日放送 三原 嘉久 様

シェアリングレターご送付ありがとうございます。毎日の様に幼い子供さんの事故・事件があり心痛めて居ります。大切なのは「人」そして「つながり」。ほんとうにそうですね。障害児を持った私達は、多くの方とつながり支えられ励まされ、生きてこれました。つながりがなかったら強く生きてこれなかったでしょう。今愛しい愛しい我が子が居るお陰で生きられていると思えるのも支えて下さった人々のお陰です。

東大阪市 黒崎 睦子 様


多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。



第111回経営倶楽部のご案内 第111回経営倶楽部は、林 光行がお話しさせて頂くことになりました。これからの日本はどうなるのでしょうか。また特に中小企業の経営はどのようにしていけばいいのでしょうか。皆様と情報共有し、一緒に考えたいと存じます。多数の皆様のご参加をお待ち申し上げます。

□ 講師 シェア税理士法人 代表 林 光行
 □ テーマ 「これからの日本と経営」
 □ 日時 2023年6月17日(土) ◇懇親会予定
 午後1時30分～5時 5時30分～
 □ 場所 講演会：大阪府社会福祉会館 503
 □ 会費 講演会：5,000円


◆第112回経営倶楽部は2023年10月21日(土)を予定しております



「社会福祉法人会計簿記テキスト 《中級編》(会計2級) 七訂版」
 出版社:実務出版株式会社

👉「社会福祉法人会計簿記テキスト 《中級編》(会計2級) 七訂版」
 出版社:実務出版株式会社

新刊図書のご案内



「社会福祉連携推進法人の制度と会計実務 -社会福祉法人のための早わかりガイド-」👉
 出版社:第一法規株式会社

いずれも福祉経営管理実践研究会の編著ですが、作成委員の一員として、林光行・林竜弘が編集・執筆に参加しています。今後も出版を続けます！ 乞う、ご期待を！

『たまゆらのうた』川柳・俳句コーナー ～お題「消費税」～

消費税 徐々に上がって 茹でガエル (夏蜜柑) 消費税 なかった昭和 遠くなり (エルサ)
 適格に 使ってください 消費税 (春魚) インボイス わかっちゃいるけど 見たくない (たこやき)

📧次号のお題は「秋の味覚」です。メール、FAXでのご投稿お待ちしております。

【第48期 よくわかる！経営基礎講座】 於：A¹ワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>

☆「事業構想編」令和5年6月13日～7月11日 18:30～21:00 毎火曜日全5回 (受講料 29,000円税込・教材費含)
 ☆「事業計画編」令和5年7月25日～8月22日 18:30～21:00 毎火曜日全4回 (受講料 23,700円税込・教材費含)

- ・事業構想編は、自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方等を対象に、事業目的、経営戦略の立て方、考え方や経営者にとって必要なスキルを学び、事業概要計画の作成を行います。
- ・事業計画編は、決算書の見方と利益計画の立て方や資金繰り、事業経営に必要な手続き等を学び、資金計画や利益計画を含めた事業計画書作成を行います。簿記会計に馴染みのない方でも楽しく学べます。

YUKIのつぶやき ★「成長と分配の好循環」を掲げた岸田首相が説明に使った「1億円の壁」。税負担が所得1億円を境に右肩下りになるグラフです。所得1億円超の人たちは株式配当等の金融所得の多い富裕層です。金融所得の分離課税の税率は所得税約15%。金融所得が多くなるほどそれに近づき、資産が自然に増える仕組みになっています。また、住民税、社会保険料、消費税の負担を考えると、1億円より早い段階で負担率の逆転現象が生じます。社会保険料は頭打ちになるし、所得が低い人ほど収入≒消費になるからです。

さて、金融所得課税強化策が成立。対象者は所得30億円超のたった300人！ しかも税率を引き上げると言っても22.5%までとのこと。ちなみに給与所得5,000万円の所得税率は約32%です。一方、防衛費増の内、年1兆円余りは法人税に4～5%の付加税等で、少子化対策増年約10兆円は社会保険料上乗せで対応するとのことです。何故こんなことが簡単に決まるのか。私たちが、大人しくしてきたからではないでしょうか。

★朝のラジオで「同感」と思ったこと。それは「幸せ住空間セラピスト」(整理収納アドバイザー)の古堅純子さんのお話です。断捨離に捉われたり、家の片付けに目を奪われ、「片づかないのは誰が悪い？」と揉めたり。そうではなく、一番大切なのは、「物より人」「仲良く笑顔で“今”を生きる」ことだと。おすすめは、まず家族が集うダイニングテーブルを「更地」に。つまりテーブル上の各自の物を各々のBOXに入れる。すると「わぁ綺麗！」と景色が変わり、快適な居心地のいい空間を実感。みんなの意識が変わる。その共通意識があれば、後は継続。テーブルで勉強するも仕事するも良し。でも食事等団欒の時は各自のBOXに戻す。やってみたいと思いました。

野田俊作さんの本だったと思いますが、守られるルールの条件は①目的合理性②民主性③平等性とのこと。守られないルールはルールが悪いとも。ルールを守らせることに目を光らせる人が増えたように感じます。「ルールは何のため？」という目的、そして最上位目的の「みんなが幸せに…」を大切にしたいと思います。(幸)

| | | | | |
|--|------------------|--------|-------------|------|
| シェア税理士法人・林光行事務所 大阪市天王寺区生玉寺町1-13 〒543-0073 http://www.share.gr.jp/ TEL 06-6772-7770 FAX 06-6772-7740 | 統括代表社員 税理士 | 林 光行 | 代表社員 税理士 | 林 幸 |
| | 社員税理士 中小企業診断士 | 前田 有太可 | 社員税理士 | 林 竜弘 |

☆ シェアリングレターのモットーは「わかりやすく役に立つ・生の情報と声・気さくでぎゅっばらん」などです。
 ☆ 次号は2023年10月発行予定です。ご意見や日頃感じておられることなどお寄せください。⇒ info@share.gr.jp
 ☆ 口座開設が間に合わず、恐れ入りますが、カンパは右記にお願い致します。⇒郵便振替00950-3-14499林光行事務所